

# 点検評価ポートフォリオ

## 静岡県立農林環境専門職大学

令和5年3月



## はじめに

学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価について、本学はこの「点検評価ポートフォリオ」を作成・公表することとし、今回が3回目となる。これと並行して、文部科学省への設置計画履行状況報告を毎年度行ってきたが、これまで、大学と短期大学部共に、設置計画の確実な履行が担保されているとの評価で、指摘事項は受けていない状況にある。

令和5年度中に、完成年度を迎えた大学において、設置計画履行状況等調査の現地調査を受審することとなっている。なお、翌年度には、大学と短期大学部共に学校教育法第109条第3項に定める5年に一度の分野別認証評価の受審を予定している。

我が国の大学の質保証の仕組みは、完成年度までの設置計画履行状況等調査や認証評価等、常に外部評価を意識しなければならない状況にはあるが、これらは、内部質保証つまり、大学自らが自主的・自律的に教育研究の質を向上させ、保証する、自己点検評価の仕組みが基本となっている。

令和4年度は、自己点検評価委員会において、PDCAサイクルを定着させる取組として、自己点検評価委員長からの改善指導を徹底するよう、各委員会に「令和3年度自己点検評価結果に基づく改善指示への対応報告書」の提出を求め、実行力を高めることとした。本委員会も、上記改善指示を受け、「学修成果」の可視化について協議し、委員会メンバーで検討を重ね、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として令和5年1月に一覧が完成している。

この令和4年度点検評価ポートフォリオの作業から、各委員会に対し「学修成果の可視化のための学内評価一覧」にある評価指標を各委員会で点検するよう依頼している。可視化の方法は各委員会に委ねているものの、今後、大学全体として各評価指標のデータ等を蓄積し、達成度評価等に役立てていこうと考えている。

大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和4年9月30日に公布され、10月1日から施行された。専門職大学設置基準第1条第3項において、「自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うこと」が明確化されている。また、同基準第3条及び第9条第1項において、各大学における内部質保証は学位プログラム(3つのポリシーに基づいて編成されるもの)を基礎として行われるべきことも明確化された。本学としても、これらに従い、今までやってきた自己点検評価の取組をさらにブラッシュアップし、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

静岡県立農林環境専門職大学学長  
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長  
(自己点検評価委員会委員長)  
鈴木 滋彦

## 目次

大学の概要.....	1
大学の目的.....	5
「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料.....	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事.....	9
ロ 教員組織に関する事.....	13
ハ 教育課程に関する事.....	19
ニ 施設及び設備に関する事.....	27
ホ 事務組織に関する事.....	31
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事.....	35
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事.....	39
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事.....	43
リ 財務に関する事.....	49
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事.....	53
「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料.....	61
「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料.....	69
認証評価共通基礎データ .....	81

## 大学の概要

### (1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学 (Shizuoka Professional University of Agriculture)

### (2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

### (3) 学部等の構成

生産環境経営学部 生産環境経営学科

### (4) 学生数及び教職員数

< 学生数 >

(年・人)

学部名称(学位)	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学者数		
					R 2	R 3	R 4
生産環境経営学部 (農林業学士(専門職))	4	24	-	96	27	28	26

< 教員数 >

(人)

	専任教員数						兼任 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産環境経営学部	14	5	4	1	24	-	29

< 教員以外の職員数 >

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	1	-	1
事務職員	20	-	20
技術職員	-	-	-
図書館専門職員	1	-	1
その他の職員	-	-	-
計	22	-	22

短期大学部と兼務を含む

### (5) 理念と特徴

#### 【基本理念】

前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自ら

の心を耕すことである」という理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

**【本学の特徴】**

基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成

コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程

少人数授業

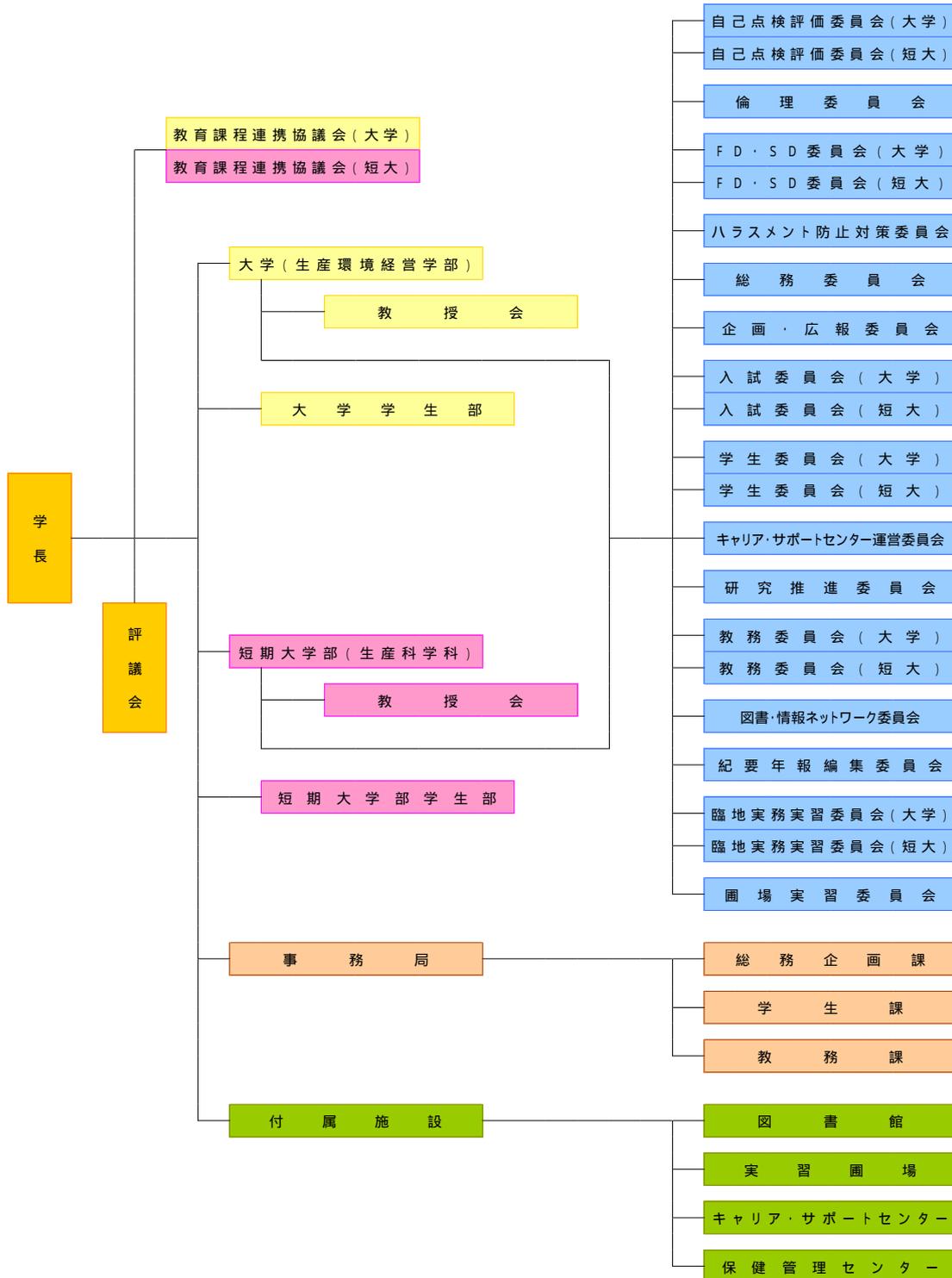
実習・演習を中心とした授業

農林業経営体における臨地実務実習

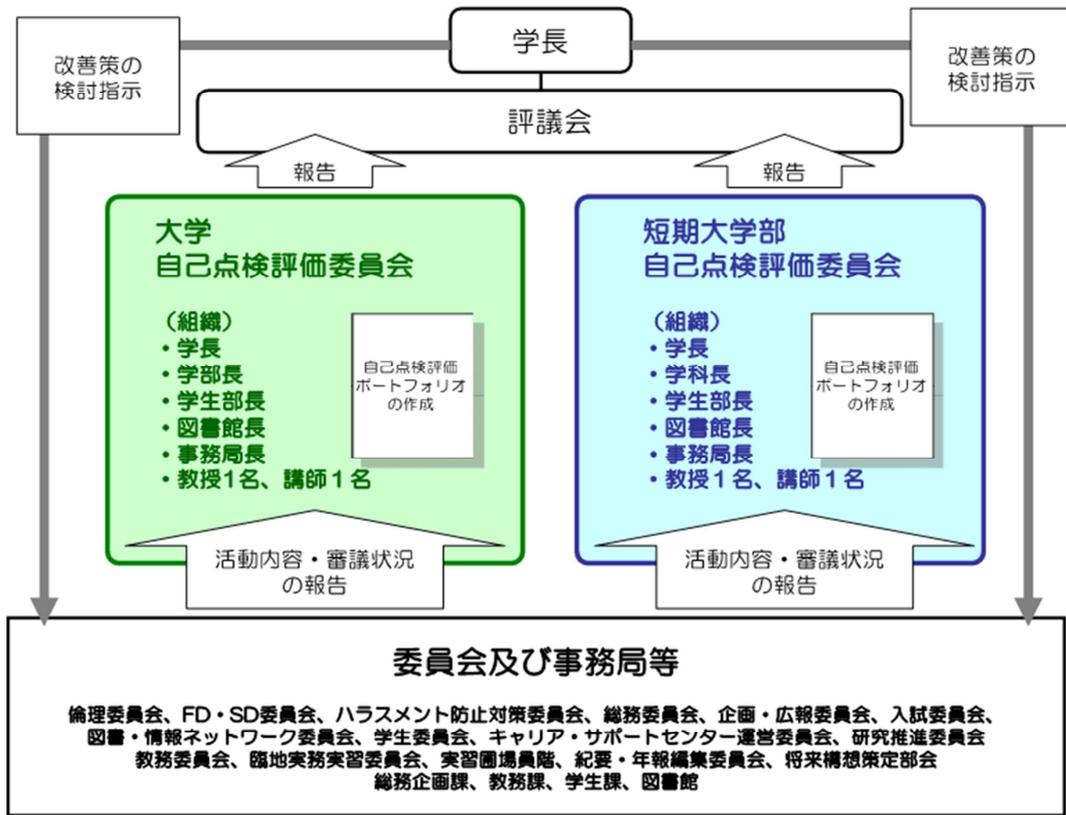
現場課題をテーマとしたプロジェクト研究

1年次全寮制の導入

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



静岡県立農林環境専門職大学  
学修成果の可視化のための学内評価一覧

自己点検評価評価委員会

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験 新入生アンケート	入試(学生課) 学生(学生課)	GPA評価 修得単位数 成績分布 授業評価アンケート(各期末) 大学評価アンケート(3月) 留年率・退学率・休学率・退学率 資格取得 <sup>1)</sup> 教育課程連携協議会	教務(教務課) 教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 学生(学生課) キャリアサポート(学生課) 教務(教務課)	GPA評価 大学評価アンケート(3月) 学位授与数 資格取得 就職率・自家就職率 卒業生調査(卒業3年後) <sup>2)</sup> 就職・採用先アンケート	教務(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 教務(教務課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課)
コース			GPA評価 修得単位数 <sup>3)</sup> 授業評価アンケート(各期末) <sup>4)</sup> ルーブリック評価 <sup>5)</sup> インターンシップ参加	教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)	就職率・自家就職率 プロジェクト研究 ルーブリック評価 <sup>6)</sup> 資格取得	学生(学生課) プロ研・後期担任(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の成績評 価(前期) <sup>7)</sup>	担当教員(教務課)	成績評価 ルーブリック評価 <sup>8)</sup> 出席状況 授業評価アンケート(各期末)	担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員・FDSD(教務課)	-	-

1) 在学中の輪旋資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施  
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有  
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有  
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

## 大学の目的

静岡県立農林環境専門職大学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。



## 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料



## イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 目的

本学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

また、前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育ていくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく社会に広く公表している。

#### 2) 収容定員

収容定員は次のとおりとする。

(人)

学部	学科	入学定員	収容定員
生産環境経営学部	生産環境経営学科	24	96

現場の課題に柔軟に対応できる実践力を養うためには、学生が常に当事者意識を持ち、主体的に学習に取り組むことが出来る環境づくりが重要である。本学では基本的に講義は最大1学年単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる実習科目や大型機械を使う実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行うこととしている。

#### 3) 大学の名称

##### ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産及び経営に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育ていくことができる人材を養成するという本学の特色を示している。

##### イ 学部及び学科の名称

「生産環境経営学部 生産環境経営学科」

農林業の基礎となる「生産」の知識や技術と、栽培、林業、畜産の各分野の経営に必須となる「経営」の理論を学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させ、さらに本学において「環境」で表現する「農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境」について学ぶことで、農山村の地域社会を支えていくことができる人材の養成を行うことから、名称を「生産環境経営学部」とし、国際表記を「Faculty of Agricultural Production and Management」とする。また、1学部1学科の構成であるため、学科の名称は、「生産環境経営学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production and Management」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学となるよう、令和元年度一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の"アグリ"と Forestry (林業) や Forest (森) の"フォーレ"を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料(リンク)
<b>教育基本法</b>	
<p>第七条(大学)            大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。            2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第1条(目的)【資料A 01-03-1】</p> <p>大学HP「基本理念」            ( <a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/</a> )</p>
<b>学校教育法</b>	
<p>第八十三条            大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。            大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	(同上)
<p>第八十三条の二            前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。            専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p>	
<b>専門職大学設置基準</b>	
<p>(教育研究上の目的)            第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	(教育基本法第7条と同一)
<p>(学部)            第五条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p>	
<p>(学科)            第六条 学部には、専攻により学科を設ける。            2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。</p>	
<p>(課程)            第七条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	-
<p>(収容定員)            第九条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。            この場合において、第二十一条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十三条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。            2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。            3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>認証評価共通基礎データ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則第2条(学科、修業年限及び収容定員)【資料A 01-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学則第21条(収容定員)【資料A 01-03-1】</p>
<p>入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	
<p>(大学等の名称)            第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。            2 専門職大学、学部及び学科(以下この項及び第七十四条において「専門職大学等」という。)の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>大学HP「愛称・校章について」            【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/</a>】</p>



## □ 教員組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 管理運営体制

大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。評議会、教授会、及び委員会については、学則第4章 - 第14条、15条、及び16条によりそれぞれ設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程、教授会規程、及び各種委員会規程にて詳細を定めている。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。教育課程連携協議会については、学則第17条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則にて詳細を定めている。

なお、本学は短期大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、学長は短期大学部の学長を兼務しており、「評議会」も短期大学部の事項を併せて審議している。

#### 2) 教授会

先述の通り学則第4章 - 第15条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教授会規程に基づき運営している。教授会は、すべての専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、下記の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

##### < 審議事項 >

ア 学部長の選考

イ 教員の人事

ウ 学生の入学及び卒業

エ 学位の授与

オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和4年度は、計13回（4月4日、5月12日、6月7日、7月5日、8月2日、9月6日、10月4日、11月1日、12月6日、1月12日、2月7日、3月1日、3月7日）開催され、大学の運営に関するすべての必要事項について協議（各種委員会での検討事項については報告）が行われた。

#### 3) 教員組織、及び専任教員数

教員組織については、学則第3章 - 第8条（職員）、第8条の2（学長）、第9条（学部長）、及び第12条（学生部長）においてそれぞれの役職を置くことを定めている。栽培、林業、畜産の各

分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置し、学術系からフィールド系までの幅広い教育研究に十分な対応ができるよう配慮している。

分野別・職位別の教員構成 (人)

分野	職位別の人数(うち実務家教員の数)				
	教授	准教授	講師	助教	合計
栽培	7(5)	0(0)	3(2)	0(0)	10(7)
林業	2(1)	1(0)	0(0)	1(0)	4(1)
畜産	1(0)	1(0)	1(1)	0(0)	3(1)
その他 <sup>a</sup>	4(0)	3(0)	0(0)	0(0)	7(0)
合計	14(6)	5(0)	4(3)	1(0)	24(9)

<sup>a</sup>農業経営、食品科学、農村社会論、生物学など

上記のうち、完成年度までに定年を迎える者が8名いるが、定年規程(静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程)に特例を設け、完成年度まで引き続き同一職位で勤務できることとしている。

なお、教員名簿は、大学Webページ内の設置認可関係書類のページから確認できる。

助教の退職に伴う専任教員1名の補充について、静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程に基づく選考委員会を設置し、公募及び応募者の審査を行った。選考された者について、教授会において承認され、7月1日付けで着任した。

なお、「英語」を担当する非常勤講師が自己都合により令和5年3月に退職し、新たな講師に依頼することを教授会で決定した。

また、本学における学術研究の進展を図るため、客員教授候補者2名の推薦があり、教授会において承認された。この内1名は継続、1名は新規の就任である。

#### 4) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。ただし、学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるように配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。併設する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実務家教員を実習系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。非常勤講師の突然の退任申し出があったが、前職が大学である教員に心当たりのある先生を紹介してもらうことにより、短時間で後任の先生を決めることが出来た。

<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	・非常勤講師の退職に伴う人選をスムーズに行うことが出来た。
改善を要する点	特になし

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料(リンク)
<b>学校教育法</b>	
<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>教授会は、前項に規程するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第15条(教授会)【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学教授会規程【資料A 02-02-1】</p>
<b>専門職大学設置基準</b>	
<p>(教員組織)</p> <p>第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 専門職大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>3 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>4 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第8条(職員)【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程【資料A 04-03】</p>
<p>教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職大学設置基準第38条から第42条を参照すること</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】</p>
<p>(授業科目の担当)</p> <p>第三十二条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第三十五条、第六十二条第一項及び第七十一条において「教授等」という。)に担当させるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程【資料A 07-01】</p>
<p>(専任教員)</p> <p>第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。</p> <p>2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。</p> <p>3 前項の規程にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】</p>
<p>(専任教員数)</p> <p>第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規程により得られる当該共同学科に係る専任教員数を合計した数)と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】</p> <p>設置認可関係書類「教員名簿」【資料B 03-01】</p>
<p>専任教員の数については、専門職大学設置 基準別表第一・別表第二を参照すること</p> <p>(実務の経験等を有する専任教員)</p> <p>第三十六条 前条の規程による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。)とする。</p> <p>2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規程するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に</p>	<p>設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】</p> <p>教職員組織図【資料C 02】</p>

<p>規程する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者</p> <p>3 第一項に規程するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。(実務の経験等を有する専任教員)</p>	
--	--



## 八 教育課程に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 学生の受け入れ・入学者選抜

##### ア 学生の受け入れ

本学に入学することのできる者は、学則第25条により規定している。

##### イ 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。

令和4年度の入試委員会は9回(令和4年4月26日、6月8日、8月4日、10月4日、11月8日、11月24日、11月30日、令和5年2月8日、2月28日)開催し、令和5年度入学者選抜について以下の検討を行った。

##### <選抜体制>

令和2年度以降は学内の関係教職員による入試委員会を組織し、学長の指揮のもとに入学試験の企画・検討・事後評価を行った。合否の判定については入試委員会による原案をもとに教授会で合否判定案を作成し、これを評議会において審議し、学長が決定した。

##### <選抜方法>

本学のアドミッションポリシーに従い、入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等を適切に評価した。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、現役生を対象とし、本学指定の基準の学業成績を前提として、人物的にも優秀で、出身の高等学校長が推薦するものを対象とした推薦型選抜、社会人および留学生など多様な背景を持った学生を受け入れるための特別型選抜を実施した。

##### <社会人、外国人留学生に対する配慮>

社会人選抜、留学生選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう、個別面談など適切な支援を行った。

##### <令和5年度の入試状況>

令和5年度の一般選抜は、定員12名、志願者数49名、受験者45名、合格者数18名で実質倍率2.5倍、推薦型選抜は、定員12名、志願者・受験者数52名、合格者数12名で実質倍率4.3倍、特別型選抜の志願者はいなかった。一般選抜および推薦型選抜の志願者数はそれぞれ令和2年度が48人、18人、令和3年度が47人、24人、令和4年度は34人、20人で、令和5度は49人、52人と一般選抜および推薦型選抜で志願者が増加し、特に推薦型選抜の志願者が著しく増加した。

### <入試科目の検討>

入試実績および入学後の学習効果などを踏まえ教授会における検討により、令和7年度の一般選抜の入試科目として共通テストの英語を加え、英語に関する資格加点を除外することとした。また、3年次編入を実施する場合の入試科目についても検討した。

### 2) 教育課程の編成方針

前述の本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシーは、必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせることで編成する、栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、各コースの専門的な知識・技術に関する科目と4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせることで教育課程を編成する、少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、実践力や創造力を養成するとしている。上記に基づいて、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第30条に規定している。

令和4年度の教務委員会は11回（令和4年3月28日、4月28日、5月30日、6月27日、8月22日、9月26日、10月24日、11月28日、12月26日、令和5年1月30日、2月27日）開催し、教育課程の編成方針について以下の検討を行った。

- ・コースの人数が偏らないよう、1年次のコース選択方法を令和5年度からGPAを用いて行うこととし、令和5年度当初に1年生に向け周知することとした。
- ・プロジェクト研究担当教員決定の際、基本的に次年度退職する教員も学生を担当し、その際、次年度対策として副担当を置くこととした。

### 3) 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告すると、学則第17条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和4年度の第1回協議会は9月21日に開催し、令和2年度と令和3年度の授業評価アンケートを比較し、アンケートに基づく授業の改善と学修効果について報告し、それに対する意見をいただいた。第2回は令和5年3月15日に行った。ここでは現在作成中の大学ビジョンと令和4年度に初めて開講した企業実習の実際と学修効果について説明し、意見を聴取した。主な意見は下記の通り。

#### 第1回協議会意見「授業評価アンケートに基づく授業の改善と学修効果」

- ・授業内容が難しいと言われてもレベルを下げるべきではない。わかるような授業を行うことが肝要
- ・理論を学んでからの実践ではなく、逆の方が身につくのではないか

#### 第2回協議会意見「大学ビジョン」「企業実習の概要」

- ・ビジョンは概ねよく出来ている。

- ・大学ビジョンにはSDGs、ダイバーシティーの項目が必要ではないか。
- ・大学ビジョンには大学と短大の違いが書いてない。
- ・企業実習のレポートは良く出来ている。
- ・企業実習は目的を持って行くべき。大学の隣地実務実習は短大と異なりテーマを持って行うため、実習の受け入れ先にその趣旨を認識してもらうことが必要

第1回協議会の意見を全教員に伝え、授業に反映するよう指示した。第2回協議会の意見に対しては、ビジョンにSDGsやダイバーシティーについて加えることを検討する予定。

#### 4) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第30条2項に規定している。令和4年度は設置許可申請どおりで変更はない。

#### 5) 専門職大学の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとすると、学則第31条で規定している。

授業科目について以下の検討を行った。

- ・令和5年度シラバスの作成方針について：関連授業に関しては授業内容に重複や不足がないように教員間で十分調整する。教員同士でシラバスのチェックを行う。
- ・開学から3年が経過し、授業科目について教員や学生から様々な意見が出されてきつつあることから、将来を見据え、授業科目の検討を行うために教育課程WGを立ち上げた。

#### 6) 単位、単位の授与

##### ア 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、学則第32条において規定している。なお、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準に伴い、令和5年4月1日付で学則32条を変更し、1単位に必要な時間数について一律15時間から45時間の範囲で1単位として計算することとした。

##### イ 単位の授与

単位の授与は、学則第35条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に關し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める。なお、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準に伴い、令和5年4月1日付で学則35条を変更し、「試験」を限定的に解釈せず、レポート等も含めた多様な学修評価方法により、単位を与えることを明確化した。

令和4年度の単位の授与については、以下の表に示す。

単位取得数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講義科目 (単位/学生1人)	35.6	29.6	28.2
実習・演習科目 (単位/学生1人)	10	12.5	13.9
合計 (単位/学生1人)	45.7	41.6	42.1

#### 7) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる(学則第18条)。学年を次の2学期に分ける。前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から3月31日まで(学則第19条)。

#### 8) 授業の方法

本学の入学定員は各学年24名、4学年合計の収容定員は96名である。

収容定員96名に対して、専任教員を24名(教員一人当たりの学生数は4.0人)配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、基本的に講義は1学年定員24人単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や科目別の「圃場実習」、「演習林実習」、「生産マネジメント実習」、「生産マネジメント実習」や、農耕用大型機械などを取り扱う危険度の高い「大型機械実習」など、実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行った。実際の学年毎の学生数は26人～27人であるが、いずれの学年も40人以下で授業を行うことが出来ている。

授業の方法について以下の検討を行った。

- ・ 新型コロナウイルス感染者が出て休業した場合の補完授業については、教員に各自がそれぞれの方法で行うこととした。
- ・ 「プロジェクト研究担当チーム」により、4年次におけるプロジェクト研究のテーマ設定や学生と教員とのマッチングを行なった。

#### 9) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができると、学則第40条で規定している。ルーブリック評価に関しては、すべての科目での適用を目指しているが、現状では実習科目でルーブリック評価に基づいた評価を行っている。

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、発熱がある者は登校を控える処置を行ったことから、その場合は登校扱いとした。

GPA 平均	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全体	2.92	2.80	2.77
必須科目	2.92	2.69	2.84
選択科目	3.04	2.84	2.66
自由科目	2.77	2.91	2.89
講義科目	2.82	2.64	2.77
実習・演習科目	3.32	3.12	2.92

10) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することのできる単位数は、別表1に定める履修単位数上限のとおり（年間45単位）と、学則第34条で規定している。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価に改善が見られた。</li> <li>・プロジェクト研究の実施方法が決定され、テーマ設定及び学生と教員とのマッチングができた。</li> </ul>
改善を要する点	

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料(リンク)
<p><b>専門職大学設置基準</b></p> <p>(入学者選抜)</p> <p>第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第27条(入学者の選考)【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 01-07-1】</p>
<p>大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する</p> <p>(教育課程の編成方針)</p> <p>第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勧告するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第30条(教育課程の編成方針)【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 03-04-1】</p>
<p>(教育課程連携協議会)</p> <p>第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 学長が指名する教員その他の職員</p> <p>二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>四 臨地実務実習(第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者</p> <p>五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの</p> <p>3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項</p> <p>二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第17条(教育課程連携協議会)【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-1】</p>
<p>(教育課程の編成方法)</p> <p>第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第31条(授業科目)別表1【資料A 01-03-1】</p>
<p>(専門職大学の授業科目)</p> <p>第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)</p> <p>二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)</p> <p>三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)</p> <p>四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第31条(授業科目)別表1【資料A 01-03-1】</p> <p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(単位)</p> <p>第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものと</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第32条(単位の計算方法)【資料A 01-03-1】</p>

<p>する。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	
<p>(一年間の授業期間)</p> <p>第十五条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第33条(授業期間)【資料A 01-03-1】</p>
<p>(各授業科目の授業期間)</p> <p>第十六条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第18条(学年)、第19条(学期)【資料A 01-03-1】</p>
<p>(授業の方法)</p> <p>第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>大学HPシラバス (<a href="https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx">https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx</a>)</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学則第40条(成績の評価)【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学履修細則【資料A 08-02-1】</p>
<p>(単位の授与)</p> <p>第二十二条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十四条第三項の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第35条(単位の授与)【資料A 01-03-1】</p>
<p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第二十三条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第34条(履修方法)、別表1【資料A 01-03-1】</p>



## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第46条、専門職短期大学設置基準第44条の規定により基準校地面積2,960㎡要するところを、計画どおり28,545㎡確保し、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースとなっている。

なお、令和3年度までは静岡県立農林大学校と校地を共用したが、本学の校地は基準面積を大きく上回っていることから、支障なく運営が可能であった。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,843㎡、機械研修場36,656㎡等も計画どおり確保し、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

#### 2) 運動場

計画どおりA棟から約300mの位置に運動場10,469㎡を確保し、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

#### 3) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第47条、専門職短期大学設置基準第45条の規定により基準校校舎面積6,796㎡要するところを、C棟の建築工事完了により、A、B及びC棟合計で校舎面積6,899㎡となった。各校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。また、一連の建築改修工事の完了等に伴い、教室等の配置を確定(変更)した。

##### (変更内容)

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、インターネット環境が整備されている視聴覚室やミーティングルームを講義室として整理した。

(2) 合わせて感染拡大防止の観点から、実習等における更衣スペースをしっかりと確保するよう、インターネット環境がない一部講義室は更衣室等に変更した。

(3) 研究室について、圃場実習を担当する教員の利便性を考慮し、併設の短期大学部教員と合わせて配置を変更した。

上記変更にあたっては、教育の質を落とさないよう、計画時の室数を維持した。

令和4年度は老朽化した学生寮の解体・改修工事を行い、令和5年度には解体後跡地を学生の憩いの場として整備する予定である。

この跡地整備をもって、農林大学校からの移行のための一連の施設整備は完了し、以後は、県の中期維持保全計画に基づき、計画的に施設の保全を行っていく。

同計画の主な内容としては、A棟の劣化した手摺・樋等の修繕を行う工事、B棟加工実験室のひび割れの補修等を行う工事、女子寮の受変電設備を更新する工事や、体育館の内装（床・階段・オペレーター等）を修繕する工事などが、令和6年度以降に予定されている。

#### 4) 図書館の資料及び図書館

図書館は、C棟の2、3階に面積約710㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、開架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）とし、蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。なお、閲覧席は、無線LAN等により持ち込みのパソコンが使用できる環境に整備した。

図書館の資料については、計画していた整備数を達成している。令和4年度は、令和2年度に定めた資料収集方針に基づいて、新たに1,200冊以上の図書を整備した。学術雑誌についても、60以上（オンラインジャーナル含む）の導入を達成している。

図書館のサービス面では、令和4年度は、ご意見箱の設置と新着図書案内の掲示を実物とウェブ上の両方で実施したほか、新入生ガイダンスの図書館での実施、館外貸出図書の冊数拡大、書架の見出しサインの整備、静岡県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定への加盟、各種規程の整備、ILL料金の処理方法の見直しなどを行った。

#### 5) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性をもとに整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置や、高性能の林業機械シミュレータを整備している。

令和3年度は食品の加工実験室及び加工講義室における調理台や電気給湯機器等の設置やゼミ室の什器類を新たに整備した。

令和4年度は授業・実習・プロジェクト研究等で活用するため、B棟にWi-Fi環境を新たに整備した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期維持保全計画に基づく今後の施設管理及び寄宿舍解体後の跡地整備については、評議会（R5.2.14）で説明し情報の共有を図った。</li> <li>・4月の評議会においてB棟にWi-Fiを整備する方針が示され、図書・情報ネットワーク委員会（情報ネットワーク部会）において、ニーズの把握、既存設備及び対象範囲の確認、必要なスペックの検討を行い、計画を策定。令和4年10月から年12月に工事を行い、設置が完了した。</li> </ul>
改善を要する点	

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料(リンク)
<p><b>専門職大学設置基準</b></p> <p>(校地)</p> <p>第四十三条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p>	<p>設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】</p> <p>設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】</p>
<p>必要な校地の面積については、専門職大学設置基準第47条を参照すること</p>	
<p>(運動場、体育館その他のスポーツ施設)</p> <p>第四十四条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(校舎等施設)</p> <p>第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職大学設置基準第47条・第49条・別表第二を参照すること</p>	
<p>(図書等の資料及び図書館)</p> <p>第四十八条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

<p>(実務実習に必要な施設)</p> <p>第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(機械、器具等)</p> <p>第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p> <p>B棟Wi-Fi環境整備工事(概要)</p> <p>【資料C 08】</p>

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 事務組織

学則第2章 - 第6条により事務局の設置を定めている。令和4年度は、事務局長、総務企画課(8名、内1名は育休中)、教務課(5名、内1名は育休中)、学生課(6名)で構成している(基本的に短期大学部との兼任である)。

また、図書館を設置しており、館長(農林環境専門職大学の教授が兼務)の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。

2週間に一度、事務局会議と称し、事務局長、各課課長及び班長が出席し、その間のスケジュールや連絡事項の共有を行っている。

なお、効果的・機動的な意思決定を行うための管理運営体制として設けられた4役会議には、学長、学部長、短期大学部の学科長に加え、事務局長が出席し、2週間に一度、教員組織と事務局との情報共有の場となっている。

さらに、4役会議と事務局が合同で行う拡大事務局会議についても、2週間に一度開催し、現場の状況や課題を4役に共有する場となっている。

教員数24名の小規模大学ということもあり、事務組織と教員組織との連携が図りやすい環境にある。

#### 2) 厚生補導の組織、及び社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

学則第3章 - 第12条により、学生部に学生部長を置くことを定めている。また、学則第4章 - 第16条に基づき学生委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程にて詳細を定めている。学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、入学当初から就職後の状況までを随時見届けていくシステムを構築するために学則第4章 - 第16条に基づきキャリア・サポートセンター運営委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程にて詳細を定めている。具体的方策は、以下の通りである。

- ・キャリア・サポートセンターの設置
- ・入学時における卒業後の進路志望の把握
- ・教育課程内の取組(「社会人としての意識の醸成」、「農林業者としての職業観の涵養」、「農林業経営イメージ形成」の三つの視点でのカリキュラムマップ)
- ・1年次全寮制の導入
- ・卒業後の支援(本学キャリア・サポートセンターと各地域の農林事務所や各分野の研究所が連

携し、卒業後も卒業生が必要な支援を的確に受けられる体制を整える。)

- ・指導教員体制の充実(分野別担当教員が所属学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して指導に当たっている。)

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	・2週間単位で開催する「4役会議」、「事務局会議」、「拡大事務局会議」を活用し、大学内の情報共有や意思決定までの方針・手順等の確認を、効果的・効率的に行うことが出来ている。
改善を要する点	特になし

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料 (リンク)
<b>専門職大学設置基準</b>	
<p>(事務組織) 第五十五条 専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第 6 条 (事務局) 【資料A 01-03-1】</p> <p>教職員配置図【資料C 02】</p>
<p>(厚生補導の組織) 第五十六条 専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第 12 条 (学生部長) 【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程【資料A 03-08-1】</p>
<p>(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制) 第五十七条 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09】</p>



## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針 並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 三つのポリシー

本学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

#### ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

#### イ カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担うために必要な知識や、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせさせて編成する。
- ・栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせさせて教育課程を編成する。
- ・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の経営における高度な実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して経営に新たな事業展開を生み出すことができる豊かな創造力を養成するとともに、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する知識を修得させる。
- ・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を挙げることができるようGPA制度を活用する。

#### ウ アドミッション・ポリシー

基本理念である「将来の農林業の経営環境の変化に対応し、先端技術などを活用して経営革新を推し進めるとともに、農山村の景観・環境・文化の継承者として、地域社会を中心となって支えて

いく人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

- ・ 農林業生産技術や経営などを学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・ 課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・ 農林業に高い関心を持ち、農林業や経営の中核となり、農林業の発展に貢献する意欲がある人
- ・ 自然と共生し地域の人々と協働しながら、持続的な社会の発展に自らの能力を活かしていく意欲がある人

## 2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p><b>学校教育法施行規則</b></p>	
<p>第百六十五条の二            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針            二 教育課程の編成及び実施に関する方針            三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則            第41条（卒業）            第42条（学位授与）            第30条（教育課程の編成方針）            第34条（履修方法）            第25条（入学資格）            【資料A 01-03-1】</p> <p>カリキュラムマップ            【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/fouryears/document/curriculum_map_2020.pdf">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/fouryears/document/curriculum_map_2020.pdf</a>】</p>



## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 情報の公表

学則第4章 - 第16条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程にて詳細を定めている。大学が公表すべき、学校教育法施行規則第172条の2に規定する各項目については、以下の通り、本学のウェブページ他で適切に公表している。なお、教員の教育研究・社会活動に関する情報は、昨年度に引き続き「紀要・年報(アグリフォーレ・レポート)」の第2号(90頁、200部)を6月30日に刊行し、関係大学等に配布した。さらに、機関リポジトリにより、インターネットを通じて学内外に無償で公開した。

#### 2) 広報活動

本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会および農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。さらに、機関リポジトリにより、インターネットを通じて学内外に無償で公開した。本年度は広報業務の一環として、大学紹介動画(校舎・新学生寮) 大学案内(7,000部) ポスター(B1版140部,A1版180部) パンフレット(農業クラブ全国大会配布用5,000部、高校生向け1,000部)等を作成し、Webサイト、テレビCM(15秒) 新聞広告(1誌) 交通広告(県内主要鉄道駅で8月~1月に実施) 受験情報誌への広告掲載、受験サイト・アプリへのバナー広告や動画広告配信等の媒体による広報活動を行った。また、本学に関心のある高校生に対して6回のオープンキャンパスを開催し、学生228名・保護者225名の参加を得た。以上の活動に加え、高校訪問・ガイダンス約280回、SNS(Twitter、Instagram)での情報発信を行っているほか、大学見学も随時受け入れている。さらに、日本学校農業クラブ全国大会プログラムへの広告出稿と協賛ブースへの出展も実施した。なお、静岡県学校農業クラブ連盟と緑の学園・農業クラブリーダー講習会(8月3日、参加者65名)を本学において開催した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

<p>優れた点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種媒体等を活用して、地域社会および本大学・短期大学に関心のある高校生に対して、大学の設置目的や教育内容について効率的かつ積極的に広報活動を行うことができた。</li> <li>・広報アンバサダーとしてZ世代に人気のある著名人を起用し、本大学・短期大学の認知度向上に力を入れ、積極的な広報活動を行った。高大連携活動として、県内のみならず、県外の農業関係高校にも訪問・PR活動を実施した。</li> <li>・また、設置計画履行状況報告書や自己点検評価報告書の公表について、速やかに実施している。</li> </ul>
<p>改善を要する点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンキャンパスについては昨年より充実した内容としながらも、コロナ感</li> </ul>

	染防止の観点から、午前の部・午後の部の2回制とし時間を短縮して実施した。 今後は、体験授業・収穫体験等のより充実した企画の検討もする必要がある。
--	---

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料(リンク)
<b>学校教育法</b>	
<p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程【資料A 03-06】</p>
<b>学校教育法施行規則</b>	
<p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>	<p>本学ウェブページ【資料C 05】 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/</a>】</p> <p>一 基本理念、教育目標</p> <p>二 ホームページ</p> <p>三 教員名簿、教員紹介</p> <p>四 入試情報、就職・キャリア支援</p> <p>五 カリキュラムマップ</p> <p>六 4年間の学び</p> <p>七 学生生活</p> <p>八 学納金・給付金制度</p> <p>九 上記四及び六に同じ</p> <p>2 学長メッセージ、及び上記一に同じ</p> <p>3 上記1に同じ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」 【<a href="https://spua.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&amp;active_action=repository_view_main_item_snippet&amp;index_id=9&amp;pn=1&amp;count=20&amp;order=7&amp;lang=japanese&amp;page_id=13&amp;block_id=21">https://spua.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&amp;active_action=repository_view_main_item_snippet&amp;index_id=9&amp;pn=1&amp;count=20&amp;order=7&amp;lang=japanese&amp;page_id=13&amp;block_id=21</a>】</p> <p>設置計画履行状況報告書【資料B 05】</p> <p>自己点検評価報告書 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p> <p>令和4年度広報業務の実績について 【資料C 09】</p>



## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 自己点検・評価

学則第4章 - 第16条に基づき「自己点検評価委員会」を設置して、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

令和4年度は計4回(5月12日(書面)、6月8日、9月26日、12月2日)の委員会を開催した。第1回では、令和3年度点検・評価ポートフォリオの公表に向けた確認として、一旦取りまとめた中間報告書を委員と評議委員に配布し、記載し忘れのトピックス等がないかどうか等の確認を行い、第2回において、中間報告書に対する意見を共有し、内容を一つ一つ確認した。

第3回では、専門職大学コンソーシアム認証評価部会意見交換会の状況報告や、分野別認証評価の代替措置についての文部科学省の考え方など、認証評価を取り巻く状況について情報共有を図った。また、本学の内部質保証の取組として、自己点検評価委員長からの改善指導を徹底することとし、各委員会に対し、文書で、「令和3年度自己点検評価結果に基づく改善指示への対応報告書」を提出するよう依頼することを決定した。本委員会も、上記改善指示を受け、「アセスメントプランについて」と題し協議した。これに端を発し、その後委員会メンバーで検討を重ね、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として整理することとなった。第4回の委員会を経て、令和5年1月に一覧が完成し、各委員会に対し、令和4年度点検評価ポートフォリオから、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」にある評価指標を各委員会で点検するよう依頼した。

第4回では、大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和4年9月30日に公布され、10月1日から施行されたことを受け、専門職大学設置基準も改正に対し、本学として留意すべき事項等を共有した。これを元に、教務委員会において、直ちに基準改正に伴う学則の改正について検討がなされ、1月16日の評議会で、学則の改正が議決されている。

令和5年度は、完成年度を迎え、設置計画履行状況報告の実地調査を受ける年でもあり、令和6年度の分野別認証評価の準備の年に当たるが、今後もポートフォリオの取り組みを継続し、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

#### 2) 教員と事務職員等の連携及び協働

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会をはじめとする委員会は教員と職員から構成されており、教員と職員による連携しつつ大学運営にあたっている。さらに、FD・SD委員会では、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、及び事務職員の能力・資質の向上のための方針を決定しており、令和4年度は、委員会を計8回(4月21日、5月26日、6月28日、8月18日、10月13日、12月1日、2月1日、3月22日)開催した。

### 3) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

学生による授業アンケートを前期、後期共に107教科すべてで実施し、FD・SD委員会においてその取りまとめを行い、各教員に改善を促している。令和4年度の授業評価アンケートにおける満足度の平均は5点満点で前期4.4(4.4)、後期4.3(4.4)と高かった(括弧内は令和3年度)。また、教員相互の授業参観期間を5月～1月に設け、各教員は最低1回の参加を義務付け、自身の講義の改善に役立った点について報告書を提出した。その結果、15人の教員が15の講義を聴いて自身の授業改善に資した。報告書を取りまとめ、参考となる事例や改善点を全教員に周知した。

### 4) 研修の機会等

FD・SD委員会において、研修を企画している。令和4年度は4月4日に学長講話を開催した。2回目は外部講師をお願いして、「育多様な学生との向き合い方」をテーマに9月5日に研修会としてグループワークを行なった。

#### ア 実施内容

- ・大学の理念・目的や教育について理解を深めるための全体研修
- ・専門職大学事務職員のSD研修
- ・教員相互の授業参観
- ・学生による科目毎の授業評価
- ・教育に関する満足度などを調査するための学生アンケート
- ・優秀教員賞の選考

#### イ 実施方法

- ・第1回全体研修会は、学長による大学の理念・目的や教育目標等について訓示
- ・第2回全体研修会は九州大学田中教授から「多様な学生との向き合い方」をテーマに講演を聞き、そのテーマについてグループワークを行った。
- ・SD研修会は総務企画課職員が講師となり、「改正された大学設置基準について」をテーマに行った。
- ・授業参観は、期間を定めた上で教員が相互に授業を参観し、レポートを提出させた。
- ・毎学期末に、学内ポータルを利用して、履修学生を対象に授業評価に関するアンケートを実施した。
- ・年度末に、学内ポータルを利用して、全学生を対象に教育研究や学生生活、キャンパス環境、教員等に関するアンケートを実施した。

#### ウ 開催状況(教員の参加状況含む)

- ・第1回全体研修会(令和4年4月4日、専任教員23人、事務職員・図書館職員・技術職員41人計64人参加)
- ・第2回全体研修会(令和4年9月5日、専任教員24人、事務職員17人 計41人参加)

- ・SD研修会(令和5年1月10日、教員6人、職員18人 計24人)
- ・教員相互の授業参観(教員全24人中15人が実施)
- ・学生による科目毎の授業評価(前期、後期の2回開催)
- ・教育に関する満足度などを調査するための学生アンケート(令和5年3月)
- ・優秀教員賞選考のための学生アンケート(12月~1月)

#### エ 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・学生の授業評価アンケート結果及び授業参観の結果を共有し、各自で授業改善に反映させている。
- ・第2回FD・SD研修の結果、障害者差別解消法に係る対応についてワーキンググループを発足させることとなった。

#### 5) 学修成果

学則第4章 - 第16条に基づき教務委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程により詳細を定めている。学生の学修成果については、可視化のための基準を儲けた。具体的には時期を入学直後、在学中及び卒業時に分け、それぞれについて入学試験やGAP評価、資格取得状況などの指標を定めて示すことにしている。なお、令和4年度の資格取得は、産業用マルチローターオペレーター技能認定講習(ドローン講習)1名、フォークリフト免許7名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者2名、農業技術検定2級合格者3名であった。

#### 6) 服務・コンプライアンス

学則第4章 - 第16条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和4年度は、令和3年度からの倫理委員会の構成員に変更はなかったが、2月16日に委員会を開催し、本学の倫理関係体系図等を用いて、教員の職務に係る倫理保持について、改めて委員の習熟を図った。本委員会は、教員の倫理原則違反の疑いがあった場合に審議を行う組織となる。

なお、10月はコンプライアンス推進月間(本年度のテーマは「Let'sコンプライアンス~NO! ハラスメント~」)として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が実施し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和4年度は、2月14日に第1回委員会を開催し、文部科学省からの通知を基に、本学のハラスメント対策についてチェックを行った。チェックの結果、相談体制等の学内への周知が必要との結論になった。そのため、3月17日に第2回委員会を書面開催し、ハラスメント相談窓口等を周知する掲示物を作成した。また、総務課長会議等でハラスメントの防止に係るコンプライアンス通信の

<p>配信や、マタハラ防止指針の一部改正があったときなど、随時全教職員宛てに配信し、ハラスメント防止に対する意識を高めた。</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>	
<p>優れた点</p>	<p>教育の改善のためにFD活動や教員相互の授業参観など多くの取り組みを行っている。学生の資格取得を促す取り組みを行うことにより、前年度より資格取得者が増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学修成果の可視化のための学内評価一覧」は、元来実施していた評価を体系的に位置づけたことで、分かりやすくなり、取組の継続性が期待される。本取組は教学マネジメント指針に沿うものであり、今後の認証評価においても「学修成果」に関する基準は重要視されているため、評価に向けて有効な対策と言える。</li> <li>・今回の設置基準の改正に対して、本学に必要な対応を可視化し、情報共有、意思決定、学則の改正までがスピード感を持って対応できている。</li> </ul>
<p>改善を要する点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな設置基準にある通り、内部質保証による教育研究活動の「不断の見直し」が求められている。令和6年度の分野別認証評価の受審に向けて、自己点検評価の取組をさらにブラッシュアップさせる。</li> </ul>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料(リンク)
<b>学校教育法</b>	
<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程【資料A 02-03-1】</p> <p>自己点検評価報告書 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p>
<b>学校教育法施行規則</b>	
<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】</p>
<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】</p>
<b>専門職大学設置基準</b>	
(教員と事務職員等の連携及び協働)	
<p>第四条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)	
<p>第二十条 専門職大学は、当該専門職大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】</p> <p>令和4年度 授業評価アンケートの結果（大学）【資料D 01】</p> <p>令和4年度大学設置基準等の改正について（概要）【資料C 10】</p>
(研修の機会等)	
<p>第五十八条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】</p>
<b>法例外の関係事項</b>	

<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握する取組みを行っているか。</p> <p>サービス・コンプライアンス サービス規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取組みやハラスメント対策を行っているか。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程【資料A 03-11-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程【資料A 03-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程【資料A 02-05】</p> <p>本学の倫理体系図【資料C 16】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】</p>
--	--

## リ 財務に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。したがって大学独自に財政計画を策定する状況にはなく、県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、教育を支える研究活動を積極的に行うため受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基板を支えている。

#### 2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

#### 3) 予算の推移

歳入予算に関しては、学年進行に伴う学生数の増加により授業料収入が増加している。

歳出予算に関しては全体では減少しているが、これは開学当初の大規模な建築工事が令和3年度中に概ね完了したことによるものである。今後の施設整備については、既存学生寮の解体やそれに伴う跡地整備を中心に行っていくことから、予算の減少が見込まれる。

一方これら施設整備費を除いた歳出予算は、学年進行等の理由から増加している。

#### 令和4年度予算の概況（短期大学部と共通）

##### 【歳入】

（単位：千円）

費目	令和4年度予算額
入学料	15,317
授業料	65,236
その他	93,703
一般財源	1,331,616
歳入合計	1,505,872

## 【歳出】

(単位：千円)

費目	令和4年度予算額
教育経費	46,726
研究支援費	22,323
事務局経費	285,962
学生経費	47,576
受託研究費	17,600
人件費	610,185
小計	1,030,372
施設整備費	475,500
歳出合計	1,505,872

 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料(リンク)
専門職大学設置基準	
(教育研究環境の整備) 第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	



## 又 イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) ICT環境の整備

本学では、ICT環境の整備と改善を図るため図書・情報ネットワーク委員会を設置し、取り組んでいる。昨年度新規設置されたC棟の情報処理室のパソコンにおいて不具合が度々発生していたため、保守運用会社とともに粘り強く対処した結果、不具合はほぼ解消された。

令和3年度までB棟は農林大学校の管轄であったため、ICT環境の整備が遅れていたが、オンライン授業への対応やインターネットを活用した授業、学生のプロジェクト研究を進めるにあたって必要なネットワーク環境を整備した。

教室を使用したオンラインの授業や会議等の要望の増加に対応するため、すでに共用パソコン・音響システム・カメラスタンドを常設した3つの教室(A201, A318, A418)に加え、さらに4つの教室(A202, A203, C201, C301)に音響システム・カメラスタンドを設置し需要に応えることにした。

#### 2) 研究活動の促進

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動を行っている。令和4年度は委員会を3回(4月28日, 10月26日, 3月28日)開催し、また受託研究申請や動物実験申請等に迅速に対応するため、メールによる審議を計20回行った。令和4年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究(3件)・共同研究(3件)や動物実験の申請(7件)の承認、企業からの研究協力の問合せ(2件)への対応、教育研究活動における無人航空機(ドローン)の利用ガイドライン、実験室で使用する消耗品の購入ルールなどを協議した。研究倫理に関しては、全教員を対象に研修会の開催とeラーニングの受講を実施した。

地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換については、磐田市未来の農林業連携懇話会、静岡県農業・畜産・林業技術研究推進会議を開催し、静岡県先進的農業推進協議会(静岡大学開催)に参加した。

#### 3) 学生支援(学修支援、特別な支援、経済的支援)

令和4年度は、学生委員会およびキャリア・サポートセンターで、学修支援、特別な支援を行った。

##### <学修支援>

学生の学修状況や進路希望、生活面で支援するために、1年生は学生個別面談を2回(6~7月及び12~1月)、2年生は学生面談を1回(12~1月)実施した。

##### <生活支援>

本学では、学生の大学生活を支援するため学生委員会を設置し、支援を行っている。(学生委員会規程)

令和4年度は、学生委員会は11回（令和4年4月22日、6月8日、7月28日、8月30日、9月27日、10月25日、11月14日、12月19日、令和5年1月24日、2月28日、3月28日）開催し、学生サークル活動、新型コロナウイルス対策及びそれにかかわる学生支援策、大学祭、および国際交流について検討を行い、新型コロナウイルス支援策（給付金や感染症対策など）、学生交流会（令和4年11月20日農大祭はコロナウイルスにより中止、メンタルヘルス研修会(令和4年5月24日フレッシュマンセミナーで実施：スクールカウンセラー堀井久仁子先生による講話)を実施した。

コロナウイルスの流行のため、開学から本格的な大学祭は実施できなかった。令和4年度は本格的な大学祭の実施に向けて「豊饒祭」との名称も決定し、実行委員会に対して学生委員会としてサポートを行ってきたが、実施直前のクラスター発生により本年度も大学祭は中止となった。来年度の開催に向け、全学的に取り組む体制づくりを学生委員会が中心となって検討した。

#### <特別な支援>

大学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている（キャリア・サポート運営委員会規程第2条）。

令和4年度は、キャリア・サポートセンターの運営方針を検討するためのキャリア・サポートセンター運営委員会（以下委員会という）を5回（令和4年4月12日、5月17日、7月20日、12月6日、令和5年3月24日）開催し、キャリア支援内容について検討し、令和5年度の1年次～4年次までの支援計画（資料：就職・キャリア支援計画（大学））を作成した。

キャリア支援活動として、進路希望調査を1回（5月）、担任教員等と学生課による個人面談を2回（5月～6月、12月～1月）実施した。2年生を対象としたキャリアアップセミナーを7回実施し、進路に関する意識を高めた。3年生には就職活動直前の進路セミナーを7回実施した。また、就職活動、将来に役立てるための資格取得支援も行っている（資料：資格支援一覧）。学内会場としては、小型車両系建設機械運転特別教育(令和4年9月26日～28日・参加者27名(内大学2名))、農業用ドローン講習(令和4年11月5、6、12日、12月3、17、18日、1月14、15日・参加者13名(内大学1名))、農業技術検定(令和4年12月10日・参加者22名(内大学4名))、フォークリフト運転技能講習(令和4年9月16～19日、12月3、17、18日・参加者58名(内大学7名))を行った。

また、障害者差別解消法に係る対応のため、アクセシビリティタスクフォースにおいて検討を行い、令和5年度から「障害学生支援委員会」を立ち上げ、障害学生からの要望に応える体制を整備した。

R4 新入生進路希望調査結果（5月実施） （人・％）

区分	人数	割合
実家就農林	1	3.8
法人就農林	11	42.4
JA・森林組合等	3	11.6

農林業関係企業	8	30.8
公務員	1	3.8
一般企業	0	0
進学	1	3.8
国内・海外研修、その他	1	3.8
合計	26	100

< 経済的支援 >

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができると、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第 15 条（授業料等の減免等）に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を扱っている。

給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)

		第 区分	第 区分	第 区分	支出負担
授業料・入学金免除		満額	2/3 の額	1/3 の額	県
給付型 奨学金	自宅通学	29,200	19,500	9,800	日本学生 支援機構
	自宅外通学	66,700	44,500	22,300	

利用状況(人)

	就学支援利用者				学校独自減免
	第 区分	第 区分	第 区分	計	
専門職大学	5	1	1	7	1

貸与型支援措置(日本学生支援機構)

奨学金種	利息	通学	貸与金額	主な申請要件
第一種	なし	自宅	20,000 円、30,000 円、45,000 円	進学前の設定平均値が 3.5 以上または在籍学科の上位 1/3 以上
		自宅外	20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円	
第二種	あり		20,000 円～120,000 円 1 万円単位で選択	出身学校または在籍学校での成績が平均水準以上

利用状況(人)

	第一種奨学金	第二種奨学金
専門職大学	14	14

新型コロナウイルス緊急就学支援措置による支援を 10 名に実施した。

#### 4) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、学生は海外農林業事情などの科目を3年生で受講できるが、本年度はコロナの影響で実施を見送った。また教員は海外大学等との共同研究の実施等により国際交流を推進することとしている。令和4年11月には、モンゴルからの農業技術研修生2名を約10日間受け入れた。また、令和5年3月2日、在日インドネシア大使館で駐日特命全権大使立ち会いのもと、ボゴール農科大学(IPB)学長と農林環境専門職大学学長が大学間交流に関する覚書を締結し、教育および研究分野で今後の連携を図ることとした。海外の大学との覚書は、本学初の締結である。

#### 5) 社会連携・社会貢献

本学では、公開講座及び開学記念行事の企画及び運営等を企画広報委員会が行っている(企画広報委員会規程)。

令和4年度は、企画広報委員会を6回(5月26日、6月28日、8月18日、11月16日、12月9日、3月9日)開催し、農業者・県民向けの公開講座やサイエンスカフェや各種広報活動、の推進に関して検討を行った。

本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」と銘打ち、企画し、受講生を募集した。本年度は「アグリビジネス講座」の他、これまでコロナ禍により実施が見送られた作物栽培の実技を伴う「アグリ実践講座」を開講することができた。それぞれ6名、14名の受講者があり、受講者の評価は高かった。

また、やはりコロナ禍で実施が見送られてきた市民向けの「サイエンスカフェ」を本年度から開始することができた。1回目は、「マーガレットの魅力と多様な品種による産地育成」をテーマに1月14日に、2回目は「未来の農業を考える～在来作物からゲノム編集まで～」をテーマに3月11日に開催し好評を得た。次年度以降は、さらに幅広い聴講者に本学の認知度を高めるよう取り組む予定。

さらに、本学の機械研修場(掛川市)において農業機械研修計画に基づき、農業者向けに、農業機械の効率かつ安全な利用に関し、高度な知識・技能を備えた担い手を養成するための研修を12回実施した。

#### 6) 新型コロナウイルス感染症への対応

本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大に機動的に対応するため、評議会の下に新型コロナウイルス感染症対策委員会を設置し、感染防止対策や学事日程の変更等について協議することとしている。

令和4年度は、委員会を39回(令和4年5月2日から令和5年1月26日)開催した。9月20日の評議会で、クラスター発生等以外の感染者判明時には、学長が事務局から報告を受け、対応方針を決定することで委員会の開催に代えることを決定し、評議員への報告、教職員への周知が迅速に行えるようにした。11月に複数の学生による感染が判明した際は、11月7日からの一週間、遠隔授業

を実施することを決定した。その後も、学生、教職員の感染者数を注視し、状況の報告と注意喚起を行った。2月14日の評議会では、令和4年度の学生、教職員の感染状況と直近の傾向について報告した。

学生の健康管理においては、毎日のポータルアンケートによる検温結果の報告と、夜の点呼時における健康観察により、発熱等の風邪症状がある学生を他の学生と接触させないことを徹底した。日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、毎日の行動記録、3密の回避等の注意喚起を周知機会の都度呼びかけた。

学生寮における対策として、居室へのカーテン設置と就寝時の使用の徹底、換気扇の24時間稼働を行った。また、令和4年11月4日から5日にかけて、寮生に複数の新型コロナウイルスの罹患者が発生し集団感染となったため、大学祭の開催中止を決定した上で、サークル活動、体育館の使用、寮大談話室の使用を制限し、可能な限り帰省するよう促した。さらに、新型コロナウイルス抗原検査キットを寮に配備し、発熱時にすみやかに使用できるような体制を整えた。

食堂における対策として、食事時間の分散、席数の半減、パーティションの設置等を実施した。

なお、学生に対する新型コロナウイルスへの対応は、「発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー」に基づき、隔離や自宅療養等を実施している。特に、学生寮で発生した場合を想定して「新型コロナウイルス感染が判明した場合の学生寮における対応」を作成し、濃厚接触者となった場合や保護者への対応等が円滑に実施できるよう備えた。新型コロナウイルス感染後の療養期間や濃厚接触者の待機期間については、その時点の国の方針に基づき判断し、出席停止の措置とった。

カリキュラムにおいては、令和4年11月4日に学内で新型コロナウイルス感染が判明したため、11月7日から11日の期間は、遠隔授業で実施した。

遠隔授業は学内ポータルを介したオンデマンド型の授業を基本としたが、一部授業については、ZoomやTeamsなどを利用して同時双方向型の授業を行った。遠隔授業においても面接授業に相当する教育効果を担保するため、毎授業毎にレポートを課し、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行った。

11月14日からは対面授業を再開し、講義及び実習科目について、通常通り授業を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、令和3年度に引き続き浜松医科大学が実施した新型コロナワクチン職域接種に、希望する本学学生・教職員が参加し接種を行った。

#### 7) 将来構想策定部会の開催

本学は、令和4年度で開学3年目となった。将来のビジョンと戦略を明確にして大学の目指す姿や方向性を示すことが急務であると考えられることから、令和4年度は、将来構想策定部会を毎月1回(令和4年4月7日、5月11日、6月9日、7月7日、8月9日、9月29日、10月31日、11月30日、12月21日、令和5年1月23日、2月27日、3月27日)開催し、策定に向け準備を進めた。本部会の任期は2年であるが、2年目の今年度1名新規のメンバーを加えた体制とした。

<ビジョンと戦略（仮称）の策定期期>

大学のビジョンとは、学長が大学の社会的な役割を踏まえて定める中長期的な方向性や目指す姿である。専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえ、ビジョンと戦略の策定に関する考え方の共有を部会で諮った。令和5年度秋までにビジョンと戦略の案を固め（ビジョン名：Agrifore Mind 2030）、令和6年度初頭には外向きに発信する、という学長の方針のもと部会が進められた。

<専門職大学を含む他大学のリサーチ>

将来構想策定部会の委員で分担し、専門職大学を含む全国の国公立大学、私立大学のビジョンについて昨年度末から今年度初めにかけてリサーチした。一人2校ずつ選択し、部会内でプレゼンテーションを実施した。それらのプロセスを経て、リサーチした情報を共有することにより、本学のビジョンの骨子を作成する作業を行った（4～5月）。

<ビジョン骨子の検討>

委員長が示したたたき台を原案とし、Agrifore Mind 2030の項目立て（柱）について議論を重ね、「教育」「研究」「学生支援」「社会貢献・地域連携・国際化」「大学運営」とすることにした。それらに加えて、Agrifore Mind 2030の基本的な考え方を示すキーワードおよび農学系専門職大学である本学の特徴を表す項目を加えた。本学の前身である農林大学校時代から引き継がれている「耕土耕心」については、建学の精神という位置づけとする案を作成した。ビジョンは、「大学・短大を一体化した大学全体としての方向性や進むべき道を示すものとする」ことを基本とし、教育については、共通する方針を示したうえで、大学・短大の特徴を説明していく予定である。

<教育課程連携協議会>

令和5年3月15日に開催された教育課程連携協議会において、Agrifore Mind 2030の骨子案を説明し、委員から意見を募った。

<教職員からの意見の集約>

教授会にて骨子の頭出しをした後、個々の意見を募った（令和5年3月7日）。また、教授会とは別にAgrifore Mind 2030案に関する討論会を開催することにした（令和5年4月3日）。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究に関して、外部と積極的に連携を模索している。新型コロナウイルス対策として、学生の健康管理を徹底している。</li><li>・前例のない農学系専門職大学の将来構想を開学間もない段階から「将来構想策定部会」という組織化をはかり、教員、職員がメンバーとなり協議を進めている点。</li><li>・4月の評議会においてB棟にWi-Fiを整備する方針が示され、図書・情報ネットワーク委員会（情報ネットワーク部会）において、ニーズの把握、既存設</li></ul>
------	---

	備及び対象範囲の確認、必要なスペックの検討を行い、計画を策定。令和4年10月から年12月に工事を行い、設置が完了した。
改善を要する点	特になし

## ( 2 ) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】  静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】  B棟Wi-Fi環境整備工事（概要）【資料C 08】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等学生会規程【資料A 03-08-1】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09】  静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】  静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】  静岡県立農林環境専門職大学等学生表彰規程【資料A 07-13-1】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】
国際交流	駐日インドネシア大使の専門職大学視察について【資料C 22】 ボゴール農科大学との覚書締結【資料C 23】
社会連携・社会貢献	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】  アグリフォーレ公開講座「農業者向けスキルアップ講座」【資料C 24】 令和4年度 大型機械研修実績【資料C 25】 令和4年度 農業機械研修計画【資料C 26】 令和4年度 農業機械研修開催日【資料C 27】
新型コロナウイルス対策 COVID-19 への対応・対策として適切な措置を講じている。	保健医務室利用状況報告（学生利用分）【資料C 28】 発熱等のかぜ症状がある学生への対応フロー【資料C 29】 新型コロナウイルス感染が判明した場合の学生寮における対応【資料C 30】  遠隔授業マニュアル【資料C 31】 遠隔授業実施のガイドライン【資料C 32】
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	設置認可関係書類（履行状況報告書）【資料B 05-01】
その他	静岡県立農林環境専門職大学・短期大学部 戦略（たたき台 V2）【資料C 33】

## 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料



## 1) 自己分析活動の状況

学則第16条に基づきFD・SD委員会を設置している。本委員会は、静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程に則り、学部長、学生部長、教務委員長、その他3名の教員、及び総務企画課長、教務課長、学生課長等の事務職員4名で構成されている。委員会では、FD・SD推進のための企画及び実施に関する事、FD・SD推進に係るデータ収集のための企画及び実施に関する事等を審議している。

特に、授業改善のため、学生による授業評価アンケート及び教員相互の授業参観を実施している。

## 2) 自己分析活動の取り組み(目次) 学習成果に関する分析の取り組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	学生による授業評価アンケートの実施	64
2	教員相互の授業参観の実施とフィードバック	66

### 3) 自己分析活動の取り組み

<p>タイトル (No. 1)</p>	<p>学生による授業評価アンケートの実施</p>
<p>分析の背景</p>	<p>学修効果の確認と授業改善のため、昨年度に引き続き学生の授業評価を収集し、分析を行った。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>前期は61%、後期は58%の学生から授業評価アンケートの回答が得られたが、教科により回答率に大きな差があり、回答率が低い科目の担当教員は学生への働きかけが必要である。授業の担当教員にはその授業のアンケート結果を、他の教員にはFD・SD委員会が各項目の平均と以下の要領で取りまとめて報告した。各質問について、全科目の平均点を算出した。</p> <p>学生の意欲に関しては、「授業に意欲的に取り組んだか」は令和3年度の4.3から4.4と少し上昇した。</p> <p>授業の質に関しては、「新しい知識や技能等を身につけられたか」、「シラバスに沿っていたか」、「教え方は、分かりやすかったか」は令和3年度4年度ともに4.3から4.5と高い数字であった。「教科書や資料が適切に用いられたか」は令和3年度の3.8から令和4年度は4.4と高くなった。「総合的にみた満足度」は4.3と令和3年度と同様高い評価であった。</p> <p>「受講してよかった点を、具体的に記入してください。」と問うた自由記述では、講義内容が役に立ったという意見や教え方が良かった等の意見が多かった。特に、実例に基づいた授業やわかりやすい授業の評価が高かった。「要望や改善点等があれば、具体的に記入ください。」という自由記述では話し方や資料のことなど、改善可能な内容が目立ったが、記述の数は先の設問より遙かに少なかった。</p> <p>1年生の授業が2年間行われ、比較が可能なため、満足度が高くなった授業における工夫した点を挙げてもらい、効果的だった授業改善を分析した。その結果、下記の授業改善の効果が高かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体例を多く出すことにより、理論をよりわかりやすくした。</li> <li>・資料をわかりやすく工夫した。</li> <li>・資料の要点部分を空白にして学生に記入させるようにした。</li> </ul> <p>また、満足度が低下した授業については今後の改善点を担当教員に挙げてもらった。</p> <p>これらの情報を教員全員と共有した。</p> <p>全体的に授業の評価は高く、これを維持するために継続して授業改善アンケートを実施する必要がある。</p>

自己評価	授業評価の実施により、授業が改善され、高い評価が維持できたと考えられる。回答率は昨年とほぼ同様であり、回答率を上げるさらなる試みが必要である。
関連資料	令和4年度 授業評価アンケート(大学)【資料D 01】

### 3) 自己分析活動の取り組み

<p>タイトル (No. 2)</p>	<p>教員相互の授業参観の実施とフィードバック</p>
<p>分析の背景</p>	<p>絶え間ない授業改善の試みのため、教員相互の授業参観を実施し、他の教員の授業を参考とすることや、意見の収集・取りまとめを行うことが授業改善に効果的と考えられた。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>全ての教員が、他の教員の授業を1回以上参観し、報告書を提出することとしていたが、本年度は教員24名中15名が授業参観し、報告書を提出した。FD・SD委員会において報告書を取りまとめ全教員に周知した。</p> <p>報告書の概要</p> <p>1) 優れた点</p> <p>授業の進め方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実例を挙げて解説する点。</li> <li>・ 簡単な復習があること。</li> <li>・ 学生とコミュニケーションを取りながら授業を進めること。</li> <li>・ 今日的な話題を取り入れている点。</li> <li>・ スライド1枚あたりの時間配分に余裕があり、学生にとってもよいと思った。</li> <li>・ Teamsで小テストが自動採点・集計が行われるようにしてあり、参考になった。</li> <li>・ 3人の受講生のため、意見交換するなど、各学生との双方向の授業ができており、学生は真摯に教員と向き合い、少人数での良い結果が出ている。</li> </ul> <p>授業資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚的に理解できるよう資料が工夫されていた点。</li> <li>・ 要点をまとめた資料がわかりやすかった。</li> <li>・ スライドには教科書のページが記載されている点。</li> </ul> <p>課題・レポート・小テスト等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設問が書かれた小テストを授業の最初に配り、それを授業中に完成させるため、授業をしっかりと聞く学生が多かった。</li> <li>・ 小テストとその結果も踏まえて、授業進行に対するフィードバックを行うことの必要性を感じた。</li> </ul> <p>2) 改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問の時間があれば良いと感じた。</li> <li>・ 授業で具体例が出てくれば学生の反応が高まるのではないかと思う。学生に身近でない事項の授業はどのように行うか難しいと感じた。</li> </ul>

自己評価	他の教員の授業聞くことは大いに参考になっているが、年々授業参観を行う教員が減っていることは問題である。
関連資料	令和4年度 教員授業参観報告(まとめ)【資料D 02】



「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料



## 1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

### 1 臨地実務実習委員会（専門職大学）

本委員会では、3年生（令和4年度）の農業法人等での企業実習、4年生（令和5年度）の経営実習および経営分析演習の円滑な実施に向けて、実習方法、スケジュール、実習先との連携に関する事前準備と初めての企業実習を滞りなく実施することができた。

### 2 進路セミナーにおける公務員試験対策セミナーの実施

キャリアサポートセンターでは、予定されていた毎月の進路セミナーに加え、公務員試験対策セミナーを実施した。農業および林業関連職に就職した県職新規採用職員を招き、公務員試験に向けての勉強方法や面接対策について講義を受けた。

### 3 JICA セミナーの実施

キャリアサポートセンターでは、海外志向の学生に向けて、独立行政法人国際協力機構 JICA 海外協力隊募集事務局から、JICA の事業内容の説明を受けた。実際に協力隊として参加した OB から、体験について講演を受けた後意見交換を行った。

### 4 ボゴール農科大学（IPB University）との覚書締結

令和5年3月2日（木）、在日インドネシア大使館で駐日特命全権大使立ち会いのもと、ボゴール農科大学（IPB）学長と静岡県立農林環境専門職大学学長が大学間交流に関する以下の覚書を締結した。

### 5 担い手育成事業の取り組み

将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会（支援団体）との協議により継続的に実施されることとなった。

### 6 富士市有林の実習協定

林業コースにおける演習林実習やプロジェクト研究に係る教育活動では、県内の特徴ある森林を活用することが望ましいことから、静岡県立農林環境専門職大学及び短期大学部と富士市と富士市森林組合の間で、「富士市有林を核とした人材育成に係る協定」を締結した。

### 7 農福連携をキーワードとしたキャリアサポートのための研究

農福連携をキーワードとして、本学の人材育成に対する業界の期待および学生の進路希望に関して聞き取り調査を行い、キャリアサポート講演会を開催した。

## 2) 特色ある教育研究の取組み(目次) 学習成果に関する分析の取組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	臨地実務実習委員会(専門職大学)	73
2	進路セミナーにおける公務員試験対策セミナーの実施	74
3	JICAセミナーの実施	75
4	ボゴール農科大学(IPB University)との覚書締結	76
5	担い手育成事業の取組み	77
6	富士市有林の実習協定	78
7	農福連携をキーワードとしたキャリアサポートのための研究	79

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No.1)</p>	<p>臨地実務実習委員会(専門職大学)</p>
<p>分析の背景</p>	<p>本学ではディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を習得させるため、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせた知識の習得を目指している。3年生(令和4年度)には、農業法人等での企業実習、4年生(令和5年度)には経営実習および経営分析演習を行うこととなっている。</p> <p>このため、これらの臨地実務実習の円滑な実施に向けて、実習方法、スケジュール、実習先との連携に関して事前に整理する必要がある。また、今年度から開講された企業実習については、初めての実施であり、丁寧な対応と今後に向けた整理も重要である。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>専門職大学の臨地実務実習委員会(3回)を開催し、4年生におけるプロジェクト研究とのスケジュール調整や県内東部地区での実習のための宿泊施設利用等について協議を行った。</p> <p>企業実習では企業実習WG(5回)の他、頻繁に打ち合わせを実施し、円滑な実習の実施を図った。本年度は25名の学生が10月11日から11月25日の間、農林業経営体で実地実習を行ったが、各学生の学習効果も高く、初年度としては想定以上の成果が得られたものと考えられる。今後の課題としては、学生の加入する保険の対象範囲を学生・実習先ともに周知徹底を行うこと、実習先候補農林業経営体の更なる掘り起しなどがあり、引き続き対応を進める。</p> <p>また、経営実習についてもWG(2回)を実施するとともに、教員向けの説明会(2回)や学生向けの説明会(2回)を実施した。今年度においては、実習先ごとに、実習学生グループ、指導教員グループ編成し、経営実習や経営分析演習の推進体制を確保するとともに、課題解決型学習に向けた各グループのテーマ(案)を策定することができた。</p>
<p>自己評価</p>	<p>企業実習は、初年度としては想定を上回る学習効果を得ることができた。実習候補農林業経営体の掘り起し等について引き続き取り組む。経営実習は、着実に推進方法を固めてきたが、次年度が初めての対応となることから、委員会としては臨機応変に対応ができるよう努めていく。</p>
<p>関連資料</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部臨地実務実習委員会規程【資料A 03-12-2】</p>

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 2)</p>	<p>進路セミナーにおける公務員試験対策セミナーの実施</p>
<p>分析の背景</p>	<p>キャリアサポートセンターでは、各学年で卒業後の進路に関する意識を高めるために、就職支援企業から講師を招くなどして進路セミナーを実施している。本年度は第1期生が本格的な就職活動を迎えるため、充実した支援が必要である。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>予定されていた毎月の進路セミナーに加え、公務員試験対策セミナーを実施した。農業および林業関連職に就職した県職新規採用職員を招き、公務員試験に向けての勉強方法や面接対策について講義を受けた。</p> <p>講師からは新聞を利用した小論文対策や、面接試験の重要性の説明を受けた。また講演の後は公務員試験受験希望の3年生と、詳細について意見交換を行った。</p>
<p>自己評価</p>	<p>進路セミナーにおいて、実際に学生の進路先の候補となる職員からの意見について熱心に議論をし、就職に関する意欲が向上したと思われる。また、経営を指導するプロフェッショナルである普及指導員（公務員）による研修を受けることで、地域社会のリーダーを志す学生のために有意義な時間となった。</p>
<p>関連資料</p>	

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 3)</p>	<p>JICAセミナーの実施</p>
<p>分析の背景</p>	<p>キャリアサポートセンターでは、各学年で卒業後の進路に関する意識を高めるために、就職支援企業から講師を招くなどして進路セミナーを実施している。卒業後の海外志向の学生に向けて、選択肢を示すことも必要である。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>毎月の進路セミナーに加え、JICAセミナーを12月に実施した。</p> <p>独立行政法人国際協力機構JICA海外協力隊募集事務局から、JICAの事業内容の説明を受けた。実際に協力隊として参加したOBから、体験について講演を受けた後意見交換を行った。</p> <p>大学のみならず、短期大学卒業者でも相手国からの条件が合えば参加が可能とのことであった。</p> <p>JICAボランティア事業とは</p> <p>JICAボランティア事業は日本政府のODA予算により、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業。開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て以下の3つの目的で派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与</li> <li>（2）異文化社会における相互理解の深化と共生</li> <li>（3）ボランティア経験の社会還元</li> </ul>
<p>自己評価</p>	<p>参加者は少なかったが、海外志向の学生にとっては、貴重な意見交換ができたと思われる。また、JICA等の海外研修は、過去に参加し、現在様々な農業経営に取り組んでいる人も多いことから、広い視野を持つという視点で学生にとって有意義であった。</p>
<p>関連資料</p>	

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 4)</p>	<p>ボゴール農科大学 (IPB University) との覚書締結</p>
<p>分析の背景</p>	<p>本学は、国際感覚を持った農林業のプロフェッショナルの育成を目指しており、大学および短期大学部の講義には「海外農業事情」の講義があり、海外における農業視察も実施することとしている。また、教育および研究分野の質の向上を図るためにも、世界の優れた高等教育・研究機関との国際的な交流が必要である。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>令和4年12月21日に駐日インドネシア特命全権大使 Heri Akhmedi氏が本学を視察し、「今後、インドネシアの大学と本学との交流を積極的に進めていきたい」との意向を示し、その第一歩として、駐日インドネシア大使からの申出によりボゴール農科大学との覚書の締結に至った。</p> <p>令和5年3月2日(木)、在日インドネシア大使館で駐日特命全権大使立ち会いのもと、ボゴール農科大学*(IPB)学長と静岡県立農林環境専門職大学学長が大学間交流に関する以下の覚書を締結した。</p> <p>第1条 両当事者は、学術、研究及び支援活動の協力関係を構築する場合、その協力を奨励する。</p> <p>第2条 各特定プログラムまたは活動の条件は、別途合意書を通じて両当事者が文書で合意する。</p> <p>第3条 このMoU(覚書)は、署名の学術的な日付から有効である。このMoUは5年間有効であり、各パートナーが有効期限前に更新しない旨の決定を書面で通知しない限り、さらに5年間自動的に更新される。</p> <p>*ボゴール農科大学(IPB University)は西ジャワ州に所在し、首都ジャカルタから約60kmの都市ボゴールにキャンパスを置く、1963年にインドネシア大学から独立して設立された国立大学。2017年に学位の取得できる職業教育学部を設立した。</p>
<p>自己評価</p>	<p>世界的なコロナウィルスの流行のため、本学が実施する「海外農業事情」は2021, 2022年ともに開講できず、学生の海外研修も実施できなかった。今後の国際交流を推進する上でも、ボゴール農科大学との連携協定は大きな成果と言える。</p>
<p>関連資料</p>	<p>農林環境専門職大学とボゴール農科大学との大学間交流に関する覚書の締結について【資料C 23】</p>

3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 5)</p>	<p>担い手育成支援事業への取組</p>																																																																																																				
<p>分析の背景</p>	<p>将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会(支援団体)との協議により継続的に実施されることとなった。併設する農林環境専門職大学短期大学部と共同で、令和3年度から実施している。</p>																																																																																																				
<p>分析の内容</p>	<p>各年度とも助成上限の100万円を上回る応募が得られ、教務委員長と研究推進委員長との審査協議によって助成限度額まで絞り込みを行った。その後、支援団体に申請し、下記の課題が採択され、実施された。</p> <p style="text-align: center;">令和4年度 採択課題</p> <table border="1" data-bbox="383 761 1380 1265"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>応募学生</th> <th>研究テーマ</th> <th>助成申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大学3年4名</td> <td>ブルーベリーの光合成特性の把握とCO<sub>2</sub>施用の効果</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大学3年、短大2年3名</td> <td>採卵鶏飼料における国産資源の有効利用について</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大学3年14名</td> <td>在来作物の歴史と特徴を活かした新商品開発と販売</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大学2年2名</td> <td>「とろろ汁」から見る食文化と静岡県の自然薯栽培に関する研究</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大学2年</td> <td>「ファーズマーケット見付どっさり市」の経営改善に関わる調査研究 ～ファーズマーケット見付どっさり市と近辺有力直売所の利用者の評価の実態と比較調査を主体に～</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>短大2年3名</td> <td>ヤマモモの色別糖度分布と利用に関する研究</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>短大2年</td> <td>トマト生産農場のGAP導入及び認証取得による経営改善</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>短大2年</td> <td>ジビエの認知度向上に関する研究</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>短大2年</td> <td>ジベリンとプロヒドロジャスモン連続散布によるキンカン大玉生産への挑戦</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>短大2年</td> <td>加熱温度と時間がカンショのデンプンの糖化に及ぼす影響の解明とこれを活用した干し芋の新製法の開発</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">令和3年度 採択課題</p> <table border="1" data-bbox="383 1332 1380 1814"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>応募学生</th> <th>研究テーマ</th> <th>助成計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>短大2年</td> <td>カルシウム剤とマルチ被覆の組み合わせによる果皮障害軽減の検証</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>短大2年</td> <td>1-MCPを用いた果育成ニホンナシ品種「静喜水」等の品質鮮度保持技術の開発</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>加工サークル大学・短大18名</td> <td>ふじのくにの農芸品を使ったオリジナルビザの開発</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大学2年</td> <td>在来大豆の特徴を生かしたチーズケーキの開発</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>短大2年</td> <td>静岡茶の消費拡大を目指した新たな緑茶加工品の開発</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>短大2年2名</td> <td>ヤギ由来乳肉の高付加価値加工食品調整法の開発・検討</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>短大2年2名</td> <td>原木しいたけ栽培による収入向上にむけた栽培方法と加工に関する研究</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>大学2年</td> <td>農産物直売所「はんばた市場」利用者及び非出荷者意向調査</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>短大2年</td> <td>トマト養液栽培における側枝多仕立てへの挑戦</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>短大2年</td> <td>ハウスメロン養液栽培における培地運用の影響について</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>短大2年畜産コース</td> <td>富士宮産農畜産物を活用した食農教育の実践</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	番号	応募学生	研究テーマ	助成申請額	1	大学3年4名	ブルーベリーの光合成特性の把握とCO <sub>2</sub> 施用の効果	100,000	2	大学3年、短大2年3名	採卵鶏飼料における国産資源の有効利用について	100,000	3	大学3年14名	在来作物の歴史と特徴を活かした新商品開発と販売	100,000	4	大学2年2名	「とろろ汁」から見る食文化と静岡県の自然薯栽培に関する研究	100,000	5	大学2年	「ファーズマーケット見付どっさり市」の経営改善に関わる調査研究 ～ファーズマーケット見付どっさり市と近辺有力直売所の利用者の評価の実態と比較調査を主体に～	100,000	6	短大2年3名	ヤマモモの色別糖度分布と利用に関する研究	100,000	7	短大2年	トマト生産農場のGAP導入及び認証取得による経営改善	100,000	8	短大2年	ジビエの認知度向上に関する研究	100,000	9	短大2年	ジベリンとプロヒドロジャスモン連続散布によるキンカン大玉生産への挑戦	100,000	10	短大2年	加熱温度と時間がカンショのデンプンの糖化に及ぼす影響の解明とこれを活用した干し芋の新製法の開発	100,000				1,000,000	番号	応募学生	研究テーマ	助成計画	1	短大2年	カルシウム剤とマルチ被覆の組み合わせによる果皮障害軽減の検証	80,000	2	短大2年	1-MCPを用いた果育成ニホンナシ品種「静喜水」等の品質鮮度保持技術の開発	80,000	3	加工サークル大学・短大18名	ふじのくにの農芸品を使ったオリジナルビザの開発	100,000	4	大学2年	在来大豆の特徴を生かしたチーズケーキの開発	100,000	5	短大2年	静岡茶の消費拡大を目指した新たな緑茶加工品の開発	100,000	6	短大2年2名	ヤギ由来乳肉の高付加価値加工食品調整法の開発・検討	100,000	7	短大2年2名	原木しいたけ栽培による収入向上にむけた栽培方法と加工に関する研究	100,000	8	大学2年	農産物直売所「はんばた市場」利用者及び非出荷者意向調査	100,000	9	短大2年	トマト養液栽培における側枝多仕立てへの挑戦	100,000	10	短大2年	ハウスメロン養液栽培における培地運用の影響について	100,000	11	短大2年畜産コース	富士宮産農畜産物を活用した食農教育の実践	40,000				1,000,000
番号	応募学生	研究テーマ	助成申請額																																																																																																		
1	大学3年4名	ブルーベリーの光合成特性の把握とCO <sub>2</sub> 施用の効果	100,000																																																																																																		
2	大学3年、短大2年3名	採卵鶏飼料における国産資源の有効利用について	100,000																																																																																																		
3	大学3年14名	在来作物の歴史と特徴を活かした新商品開発と販売	100,000																																																																																																		
4	大学2年2名	「とろろ汁」から見る食文化と静岡県の自然薯栽培に関する研究	100,000																																																																																																		
5	大学2年	「ファーズマーケット見付どっさり市」の経営改善に関わる調査研究 ～ファーズマーケット見付どっさり市と近辺有力直売所の利用者の評価の実態と比較調査を主体に～	100,000																																																																																																		
6	短大2年3名	ヤマモモの色別糖度分布と利用に関する研究	100,000																																																																																																		
7	短大2年	トマト生産農場のGAP導入及び認証取得による経営改善	100,000																																																																																																		
8	短大2年	ジビエの認知度向上に関する研究	100,000																																																																																																		
9	短大2年	ジベリンとプロヒドロジャスモン連続散布によるキンカン大玉生産への挑戦	100,000																																																																																																		
10	短大2年	加熱温度と時間がカンショのデンプンの糖化に及ぼす影響の解明とこれを活用した干し芋の新製法の開発	100,000																																																																																																		
			1,000,000																																																																																																		
番号	応募学生	研究テーマ	助成計画																																																																																																		
1	短大2年	カルシウム剤とマルチ被覆の組み合わせによる果皮障害軽減の検証	80,000																																																																																																		
2	短大2年	1-MCPを用いた果育成ニホンナシ品種「静喜水」等の品質鮮度保持技術の開発	80,000																																																																																																		
3	加工サークル大学・短大18名	ふじのくにの農芸品を使ったオリジナルビザの開発	100,000																																																																																																		
4	大学2年	在来大豆の特徴を生かしたチーズケーキの開発	100,000																																																																																																		
5	短大2年	静岡茶の消費拡大を目指した新たな緑茶加工品の開発	100,000																																																																																																		
6	短大2年2名	ヤギ由来乳肉の高付加価値加工食品調整法の開発・検討	100,000																																																																																																		
7	短大2年2名	原木しいたけ栽培による収入向上にむけた栽培方法と加工に関する研究	100,000																																																																																																		
8	大学2年	農産物直売所「はんばた市場」利用者及び非出荷者意向調査	100,000																																																																																																		
9	短大2年	トマト養液栽培における側枝多仕立てへの挑戦	100,000																																																																																																		
10	短大2年	ハウスメロン養液栽培における培地運用の影響について	100,000																																																																																																		
11	短大2年畜産コース	富士宮産農畜産物を活用した食農教育の実践	40,000																																																																																																		
			1,000,000																																																																																																		
<p>自己評価</p>	<p>教員が積極的に支援した結果、学生の課題解決研究が積極的に取り組まれ、年度末の成果発表会を通じて総合学修が実施できた。</p>																																																																																																				
<p>関連資料</p>	<p>担い手育成支援事業実績・成果報告書【資料E 05】</p>																																																																																																				

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 6)</p>	<p>富士市有林を核とした人材育成に係る協定を締結</p>
<p>分析の背景</p>	<p>林業コースにおける演習林実習やプロジェクト研究に係る教育活動では、県内の特徴ある森林を活用できることが望ましいことから、静岡県立農林環境専門職大学及び短期大学部と富士市と富士市森林組合の間で、「富士市有林を核とした人材育成に係る協定」を締結した。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>1. 協定書の概要            (1)対象森林 富士市が所有し、富士市森林組合が管理する全ての森林            (2)活動の内容  <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成及び教育活動</li> <li>・伐採・植林・下刈等の森林整備実習</li> <li>・森林及び森林整備等の県学</li> <li>・森林の調査及び資料の採集</li> <li>・その他、3者が認めるもの</li> </ul>           (3)締結期間            令和4年6月30日から令和7年6月30日 (3年間)</p>
<p>自己評価</p>	<p>県内における様々な地域での森林を活用できることになり、本学の教育研究の幅が広がった。</p>
<p>関連資料</p>	<p>富士市有林を核とした人材育成に係る協定書【資料E 08】</p>

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 7)</p>	<p>農福連携をキーワードとしたキャリアサポートのための研究</p>
<p>分析の背景</p>	<p>初の農林業系専門職大学として開学し、大学(4大)では1期生が就職活動を開始する学年となった。キャリアサポートの充実が望まれる中、従業員の福利厚生やディーセントワークに理解のある職場に就職をさせることを一つの目的として捉えた。農福連携をキーワードとして、本学の人材育成に対する業界の期待および学生の進路希望に関して聞き取り調査を行い、キャリアサポート講演会を開催した。</p>
<p>分析の内容</p>	<p>1) 本学の人材育成に対する業界の期待を明らかにするために、農福連携を行う法人を中心に14法人から聞き取りを行った。その結果、障がい者雇用を積極的に行う法人は、社会貢献を掲げる企業理念に忠実に運営されており、その理念に賛同できる社員を望んでいる傾向が明らかとなった。また、調査時には、本学の特色を説明し、知名度の向上も図った。</p> <p>2) 学生に進路希望に関する聞き取りを行い、合計62名から回答が得られた。農福連携を行う就職先を希望した学生、または農福連携に強い興味を示した学生を中心に、延べ3名を(1)の調査に同行させた。就職内定に繋がる直接の結果は得られなかったが、学生に良い勉強の機会を与えられた。</p> <p>3) 就職先の選択に関するキャリアサポート講演会を開催した。人を大切にする経営学会会長の坂本光司氏による「人を大切にすることに就職しよう・人を大切にすることに経営者になろう」と題した基調講演、および京丸園株式会社の鈴木厚志代表取締役や社会福祉法人ステップ・ワン理事長の根上豊子氏らによる「農福連携の現場で求められる人材について」と題したパネルディスカッションを行った。学生9名、教員7名(主催者除く)の参加者があり、就職先を選ぶ際の考え方や、働く目的などについて学ぶことができた。</p>
<p>自己評価</p>	<p>関心の高まっている農福連携やディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)をテーマとしてキャリアサポートおよびそれに係る研究を行ったことは、独創的である。また、教員10名と学生課職員1名からなるグループをつくり、重点研究(学長裁量経費)として行ったことで、学内にキャリアサポートを行う雰囲気醸成したことも評価に値する。一方、アンケート調査に協力してくれた学生は多かったものの、講演会の参加人数が少なかったことは反省材料である。</p>
<p>関連資料</p>	<p>講演会の新聞記事(Webページ):  <a href="https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1111950.html">https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1111950.html</a>          キャリアサポート講演会開催要項【資料E 06】          キャリアサポート講演会ポスター【資料E 07】</p>



## 認証評価共通基礎データ



認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項		記入欄										備考
大学の名称		静岡県立農林環境専門職大学										
学校本部の所在地		静岡県磐田市富丘678-1										
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地								備考	
	生産環境経営学部 生産環境経営学科	令和2年4月1日	静岡県磐田市富丘678-1									
	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地								備考	
	別科等	開設年月日	所在地								備考	
学生募集停止中の学部・研究科等		-										
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称		専任教員等						非常勤 教員	専任教員一 人当たりの 在籍学生数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手			
		生産環境経営学部 生産環境経営学科	14人	5人	4人	1人	24人	16人	8人	0人	29人	3.3人
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計		14人	5人	4人	1人	24人	16人	8人	0人	29人	3.3人
	大学院課程	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員						助手	非常勤 教員	備考
		研究指導 教員	うち教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち教授数	研究指導 補助教員 基準数	基準数計			
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	計											
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員						助手	非常勤 教員	備考
専任教員		うち 教授数	うち実務家 専任教員 数	うちみなし 専任教員 数	基準数	うち 教授数	うち実務家 教員数	うちみなし 教員数				
人		人	人	人	人	人	人	人	人	人		
計												
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考			
		校舎敷地面積	-		m	18,076m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	18,076m <sup>2</sup>	校地等及び校舎は短期大学部と共有		
		運動場用地	-			10,469m <sup>2</sup>			10,469m <sup>2</sup>			
		校地面積計		m <sup>2</sup>		28,545m <sup>2</sup>			28,545m <sup>2</sup>			
	その他	-			52,499m <sup>2</sup>			52,499m <sup>2</sup>				
	校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計				
		校舎面積計		m <sup>2</sup>	494m <sup>2</sup>	6,039m <sup>2</sup>	366m <sup>2</sup>	6,899m <sup>2</sup>				
		学部・研究科等の名称		室数								
		生産環境経営学部 生産環境経営学科		24室								
		区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
教室等施設		16室	-	7室	1室	-						
サテライトキャンパス等												
図書館・図書施設等	図書館等の名称		面積	閲覧席数								
	図書館		710.77m <sup>2</sup>	104席								
	図書館等の名称		図書(うち外国書)	学術雑誌(うち外国書)	電子ジャーナル(うち国外)							
	図書館		16,867( 422 ) 冊	129( 22 ) 種	22( 22 ) 種							
			( )	( )	( )							
	計		( )	( )	( )							
体育館	面積											
	904m <sup>2</sup>											

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和5年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	入学定員に対する平均比率	備考	
生産環境経営学部	生産環境経営学科	志願者数	67	72	58	101		1.15		
		合格者数	30	30	27	30				
		入学者数	27	28	26	30				
		入学定員	24	24	24	24				
		入学定員充足率	1.12	1.16	1.08	1.25				
		在籍学生数	27	54	78	107				
		収容定員	24	48	72	96				
		収容定員充足率	1.12	1.12	1.08	1.11				
			志願者数							
			合格者数							
			入学者数							
			入学定員							
			入学定員充足率							
			在籍学生数							
学部合計		志願者数	67	72	58	101	0	1.15		
		合格者数	30	30	27	30	0			
		入学者数	27	28	26	30	0			
		入学定員	24	24	24	24	0			
		入学定員充足率	1.12	1.16	1.08	1.25				
		在籍学生数	27	54	78	107	0			
		収容定員	24	48	72	96	0			
		収容定員充足率	1.12	1.12	1.08	1.11				

<編入学>

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	
生産環境経営学部	経営環境科	入学者数(2年次)	-	0	0	0			
		入学定員(2年次)	-	0	0	0			
		入学者数(3年次)	-	-	0	0			
		入学定員(3年次)	-	-	0	0			
		入学者数(4年次)	-	-	-	0			
		入学定員(4年次)	-	-	-	0			
学部合計		入学者数(2年次)	-	0	0	0			
		入学定員(2年次)	-	0	0	0			
		入学者数(3年次)	-	-	0	0			
		入学定員(3年次)	-	-	0	0			
		入学者数(4年次)	-	-	-	0			
		入学定員(4年次)	-	-	-	0			

入学試験関係

		R 2	R 3	R 4	R 5
		2020	2021	2022	2023
一般入試	志願者数	48	47	34	49
	受検者数	45	40	31	45
	合格者	18	18	15	18
	倍率(受験数/募集数)	3.8	3.3	2.6	3.8
推薦型入試	志願者数	18	24	20	52
	受検者数	18	24	20	52
	合格者	11	12	12	12
	倍率(受験数/募集数)	1.5	2.0	1.7	4.3
社会人選抜	志願者数	0	0	4	0
	受検者数	0	0	0	0
	合格者	0	0	0	0
	募集定数無し	0	0	0	0
特別選抜	志願者数	1	1	0	0
	受検者数	1	1	0	0
	合格者	1	0	0	0
	募集定数無し				
合計	志願者数	67	72	58	101
	受検者数	64	65	51	97
	合格者	30	30	27	30
	倍率(一般・推薦のみ)	2.7	2.7	2.1	4.0

新入生進路希望アンケート（5月実施）

希望コース、進路希望調査結果		R3		R4		R5	
		人	割合(%)	人	割合(%)	人	割合(%)
学生数		26	100	26	100		0
希望コース	栽培コース	18	69	21	81	0	0
	畜産コース	3	12	3	12	0	0
	07林業コース	5	19	1	4		0
	08未定	1	4	1	4		0
進路希望先	01自分の家の農林業のあとを継ぐ	5	19	1	4		0
	02農家や農業を営む会社に就職して農業をする	7	27	9	35		0
	03林業を営む会社に就職して林業をする	0	0	1	4		0
	04酪農ヘルパー等	0	0	1	4		0
	05農協等へ就職する	4	15	3	12		0
	06公務員になる	4	15	1	4		0
	07農林業に関係する会社へ就職	6	23	8	31		0
	08一般企業へ就職	1	4	0	0		0
	09他大学へ編入・進学	0	0	1	4		0
	10国外研修	0	0	0	0		0
	11海外研修	0	0	1	50		0
	12その他	0	0	0	0		0
進路希望地域	01県内(東部)	1	4	0	0		0
	02県内(中部)	3	12	5	19		0
	03県内(西部)	1	4	0	0		0
	04県内(地域未定)	14	54	9	35		0
	05県外	4	15	1	4		0
	06海外	0	0	1	4		0
	07未定	4	15	10	38		0

GPA 平均

(GPA値)

	R2	R3	R4	R5
	2020	2021	2022	2023
1年 終了時	3.0	2.8	2.7	
2年 終了時		2.8	2.8	
3年 終了時			2.9	

修得単位数

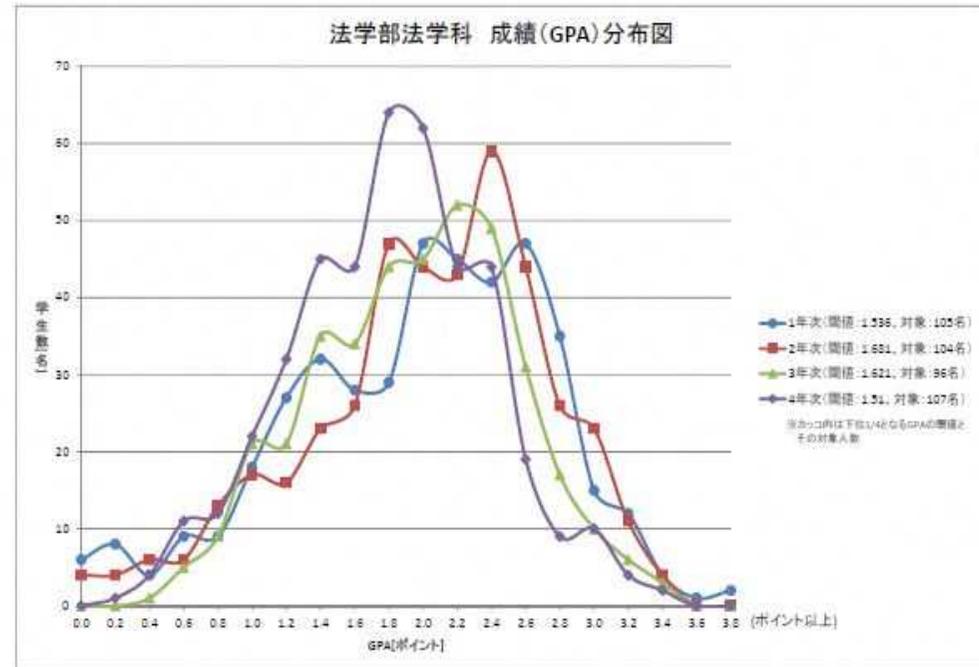
(単位数)

		R2	R3	R4	R5
		2020	2021	2022	2023
1年 終了時	全体	1,219	1,172	1,110	
2年 終了時	全体		1,075	1,088	
3年 終了時	全体			1,029	
4年 終了時	全体				

成績分布(度数)

(比率:%)

	GPA階級	R2	R3	R4	R5
		2020	2021	2022	2023
1年 終了時	<1.5	0	0	0	
	1.5	0	0	8	
	2	15	26	32	
	2.5	35	33	32	
	3	31	41	32	
	3.5	19	0	0	
	4	0	0	0	
	<b>平均 GPA</b>	<b>3.0</b>	<b>2.8</b>	<b>2.7</b>	
2年 終了時	<1.5		0	0	
	1.5		8	4	
	2		15	20	
	2.5		42	48	
	3		27	32	
	3.5		8	0	
	4		0	0	
	<b>平均 GPA</b>		<b>2.8</b>	<b>2.8</b>	
3年 終了時	<1.5			0	
	1.5			0	
	2			24	
	2.5			40	
	3			32	
	3.5			4	
	4			0	
	<b>平均 GPA</b>			<b>2.9</b>	
4年 卒業時	<b>平均 GPA</b>				



授業評価アンケート

(評価値:最下部参照)

科目名	R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)	
	身に着けた 実感	総合的な 満足度	身に着けた 実感	総合的な 満足度	身に着けた 実感	総合的な 満足度	身に着けた 実感	総合的な 満足度
環境保全型農林業論					4.1	4.0		
農業気象学					4.8	4.3		
農林業のための先端技術					3.7	3.1		
飼料総論			4.5	4.5	5.0	5.0		
家畜生理解剖学			5.0	4.7	5.0	4.5		
家畜飼養学			4.0	4.0	5.0	4.8		
畜産法規					4.0	3.0		
簿記基礎	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5		
財務会計			4.4	4.2	4.5	4.4		
管理会計					4.6	4.4		
圃場実習(栽培)			5.0	5.0	4.6	4.6		
演習林実習			4.8	4.8	4.7	5.0		
圃場実習(畜産)			5.0	4.7	5.0	5.0		
GAP演習			4.9	4.6	4.4	4.4		
コミュニケーション論	4.3	4.1	4.3	4.2	4.2	4.3		
英語	3.4	3.6	4.1	4.0	4.0	4.3		
英語			5.0	5.0	5.0	5.0		
英語					4.0	5.0		
農村景域論					3.6	3.5		
経済学概論	4.3	4.0	4.5	4.6	4.6	4.6		
農学概論	4.5	4.2	4.4	4.4	4.5	4.4		
県内農林業事情	4.4	4.3	4.6	4.4	4.7	4.6		
海外農林業事情								
農林業のための生物学	3.3	2.9	4.4	4.0				
農林業のための化学	4.5	4.7	4.3	4.2	5.0	4.9		
農林業のための基礎数学	3.8	3.6	5.0	5.0	4.5	4.0		
食品科学					5.0	4.7		
食品流通論					4.5	4.5		
森林計画・政策論			5.0	5.0	4.7	4.7		
造林学			5.0	5.0	5.0	4.7		
森林土木学			5.0	5.0	4.7	4.7		
歴史学概論			4.0	4.0	4.8	4.8		
収穫後生理学								
園芸学各論								
農林業経営学	4.2	4.1	4.2	3.8	4.4	4.1		
経営管理論	4.1	4.2	4.5	4.0	4.6	4.2		
経営戦略			3.3	2.0	4.4	4.1		
販売管理実習					4.6	4.7		
分子生物学	4.5	4.2	4.4	4.5	4.3	4.3		
技術者倫理					4.0	4.0		
植物病理学					4.7	4.6		
応用昆虫学			4.6	4.6	4.5	4.3		
食品加工実習					4.3	4.2		
木材加工実習					4.0	4.0		
茶道					5.0	5.0		
華道					4.5	5.0		
土壌肥料・植物栄養学			2.0	4.0	4.6	4.5		
農山村田園地域公共学	4.3	4.0	4.5	4.4	4.5	4.4		
在来作物学					4.4	4.2		
グリーン・ツーリズム論					3.9	3.8		
情報処理基礎	4.0	3.7	4.3	4.2	4.5	4.5		
<b>前期科目平均</b>	<b>4.2</b>	<b>4.0</b>	<b>4.5</b>	<b>4.4</b>	<b>4.5</b>	<b>4.4</b>		

前期科目



下記質問項目のうち、2と7の重要項目について年次推移をみることにした

設問	内 容
1	あなた自身について、あなたは、この授業に意欲的に取り組みましたか。
2	あなた自身について、この授業で、新たな知識や技能、考えなどを身につけることが出来ましたか。
3	授業の内容や方法について、授業内容はシラバスに沿ったものでしたか。
4	授業の内容や方法について、授業の教え方や話し方は、わかりやすかったですか。
5	授業の内容や方法について、教科書やプリント、画像等が適切に用いられていましたか。
6	授業の内容や方法について、授業の難易度は適切でしたか。
7	授業の内容や方法について、総合的にみてこの授業に満足していますか。

大学評価アンケート

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
授業満足度	1年	89	77	
	2年	—	50	
	3年	—	—	
	4年	—	—	—
大学施設満足度	1年	77	71	
	2年	—	36	
	3年	—	—	
	4年	—	—	—
自治会満足度	1年	63	41	
	2年	—	36	
	3年	—	—	
	4年	—	—	—
寮満足度	1年	47	41	
	2年	—	29	
	3年	—	—	
	4年	—	—	—

留年率・退学率・休学率・進学率

区分	学年	R 2	R 3	R 4	R 5
		2020	2021	2022	2023
在学生数 (4/1)	1年	27	28	26	
	2年		26	26	
	3年			26	
	4年				
留年者数 (3/31)	1年	0	0	0	
	2年		0	0	
	3年			0	
	4年				
退学者数 (3/31)	1年	1	2	0	
	2年		0	0	
	3年			1	
	4年				
休学者数 (3/31)	1年	0	0	0	
	2年		1	0	
	3年			1	
	4年				
進学者数 (3/31)	1年	0	0	0	
	2年		0	0	
	3年			0	
	4年				
留年率	1年	0.00	0.00	0.00	
	2年				
	3年				
	4年		#DIV/0!	#DIV/0!	
退学率	1年	3.70	7.14	0.00	
	2年				
	3年				
	4年		#DIV/0!	#DIV/0!	
休学率	1年	0.00	0.00	0.00	
	2年				
	3年				
	4年		#DIV/0!	#DIV/0!	
進学率	1年		0.00	0.00	
	2年				
	3年				
	4年		#DIV/0!	#DIV/0!	

インターンシップ実施件数（短大生を含む）

参加人数

受入先の作目		R 2	R 3	R 4	R 5
		2020	2021	2022	2023
農業法人	野菜	18	17	12	
	花き	5	2	7	
	果樹	6	4	12	
	茶	1	0	2	
	畜産	6	4	3	
	林業	1	5	6	
	その他（水稲）	4	0	2	
農業法人合計		41	32	44	
農林業関連企業		3	6	2	
JA、森林組合		21	12	15	
合計		65	50	61	

受入先数

受入先の作目		R 2	R 3	R 4	R 5
		2020	2021	2022	2023
農業法人	野菜	15	14	10	
	花き	5	2	3	
	果樹	4	3	6	
	茶	1	0	2	
	畜産	2	3	3	
	林業	1	5	4	
	その他（水稲）	4	0	1	
農業法人合計		32	27	29	
農林業関連企業		3	5	2	
JA、森林組合		11	7	7	
合計		46	39	38	

学位授与数

4大生	R 2	R 3	R 4	R 5
	2020	2021	2022	2023
4大生	—	—	—	

資格習得

資格支援状況

(取得人数)

授業内	令和2年度	令和3年度	令和4年度
刈払機安全講習受講修了証	27	28	26
大型特殊自動車（農耕用に限る）	実施なし	25	26
授業外			
産業用マルチローターオペレーター技能認定講習	0	1	1
フォークリフト技能講習	実施なし	9	7
小型車両系建設機械運転 特別教育受講者	実施なし	12	2
農業技術検定	0	3	3

就職・就農率

就農林者：自家就農、農業生産法人

農林関係企業・団体・公務員：JA、ホームセンター、スーパー、肥料、農薬、種苗

一般企業：上記2つ以外の農業と全く関係のない会社

全体人数

就職先	R 2	R 3	R 4	R 5
	2020	2021	2022	2023
卒業者人数	-			0
就職者合計	-			0
うち就農林者	-			
うち農林関係企業・団体・公務員	-			
うち一般企業	-			
進学者数	-			
海外農業研修者	-			
未定	-			

率

就職先	2020	2021	2022	2023
就職者合計	-	0.0	0.0	0.0
うち就農林者	-	0.0	0.0	0.0
うち農林関係企業・団体・公務員	-	0.0	0.0	0.0
うち一般企業	-	0.0	0.0	0.0
進学者数	-	0.0	0.0	0.0
海外農業研修者	-	0.0	0.0	0.0
未定	-	0.0	0.0	0.0

プロジェクト研究実施数

	R 2	R 3	R 4	R 5
コース・専攻	2020	2021	2022	2023
全体合計	—	—	26	26